

2018年
WIPO 総会
事務局長報告書

世界の知的財産（知財、IP）活動は急速に活発化しています。実際、様々な国や社会で知的財産に関する出願数が増え、無形資産やその保護手段としての知財に対する政策上の又は企業の関心が高まっています。また、メディア、社会、政治の場で知財が頻繁に取り上げられるようになったほか、企業レベルでも国家レベルでも知的財産紛争が頻繁に発生し、社会の注目を集めています。

知財が注目されるようになったことで、当機関のサービスやプログラムに対して加盟国、企業や研究部門の利用者、一般社会からの関心が深まっています。2017年10月に開催されたWIPO総会以降の1年間について、当機関のサービス及びプログラムの動向をご報告いたします。

財務の実績と状況

1. 当機関の収入は主に、グローバル知的財産（IP）制度（特許協力条約（PCT）、国際商標出願のためのマドリッド制度、国際意匠出願のためのハーグ制度）の下で当機関が提供するサービスの手数料によるものです。こうしたサービスに対する需要の高まりに加えて、慎重かつ集中的に支出を管理していることから、当機関は安定した健全な財務状態を維持しています。2016～2017年の直近2年間は全体として5,590万スイスフランの黒字となりました。2018年の結果を予測するには時期尚早ですが、現在の傾向が続けば、ここ数年と同程度の黒字額を達成できる見込みです。

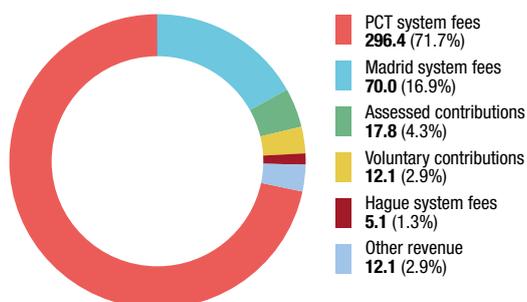
2. 当機関の収入のうち最も金額が大きいのはPCTによるもので、総収入の約72%を占めています。これに次いで、マドリッド制度による手数料が総収入の約17%近くを占めています。グローバル知財制度全体で、収入の約90%を占めます。加盟国の分担金は総収入の4.3%で、寛大なドナーからの任意拠出金は2.9%となっています。

3. 当機関の主な支出項目は人件費で、2017年は総支出の58%を占めました。2番目に多い支出項目は契約サービスで、全体の22.6%でした。過去10年間、人件費は抑制されており、総支出に占める割合はやや低下していますが、契約サービスの割合は上昇しています。この背景には、加盟国からの要請を受けて、関連長期債務（退職後の健康保険など）で人件費の増加を抑える意識的な取組みを行う一方、外部の請負業者やサービス・プロバイダーの採用を通じたより柔軟な取決めを利用していることがあります。内外のリソースを適切に組み合わせることにより、開かれたイノベーションの精神で、当機関以外の専門知識を活用しつつ、中核となる内部の専門知識を維持することができます。例えば、情報技術を利用するにあたり、設計作業は内部で行い、開発は外部で行います。

4. 財務成績が良好だったことに加えて、財務管理を行うことで、効率性と確実性の強化を目的とした一連の改善を実現しました。具体的には、内部統制環境の向上、リスク管理体制の改善、不正防止管理体制の強化に向けたロードマップ（2018～2023年）の策定を行ったほか、WIPOサービス利用者向けに近代的な支払プラットフォームを開発し、グローバル知財制度の財務管理を統合しました。また、加盟国の承認を得た新しい投資方針に沿って、中核となる戦略的な現金資産の投資を行いました。

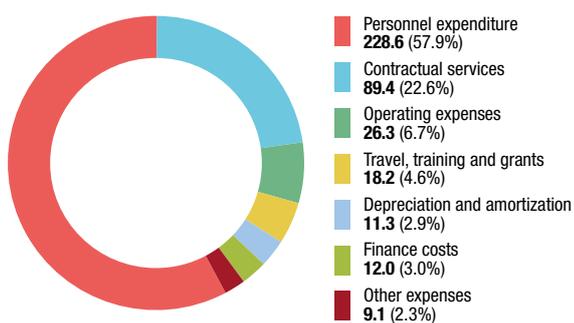
2017 年収入の IPSAS 別内訳

(単位：百万スイスフラン)



2017 年費用の IPSAS 別内訳

(単位：百万スイスフラン)



WIPO の信託基金

2017 年の拠出金及び 2018 年の予想拠出金¹

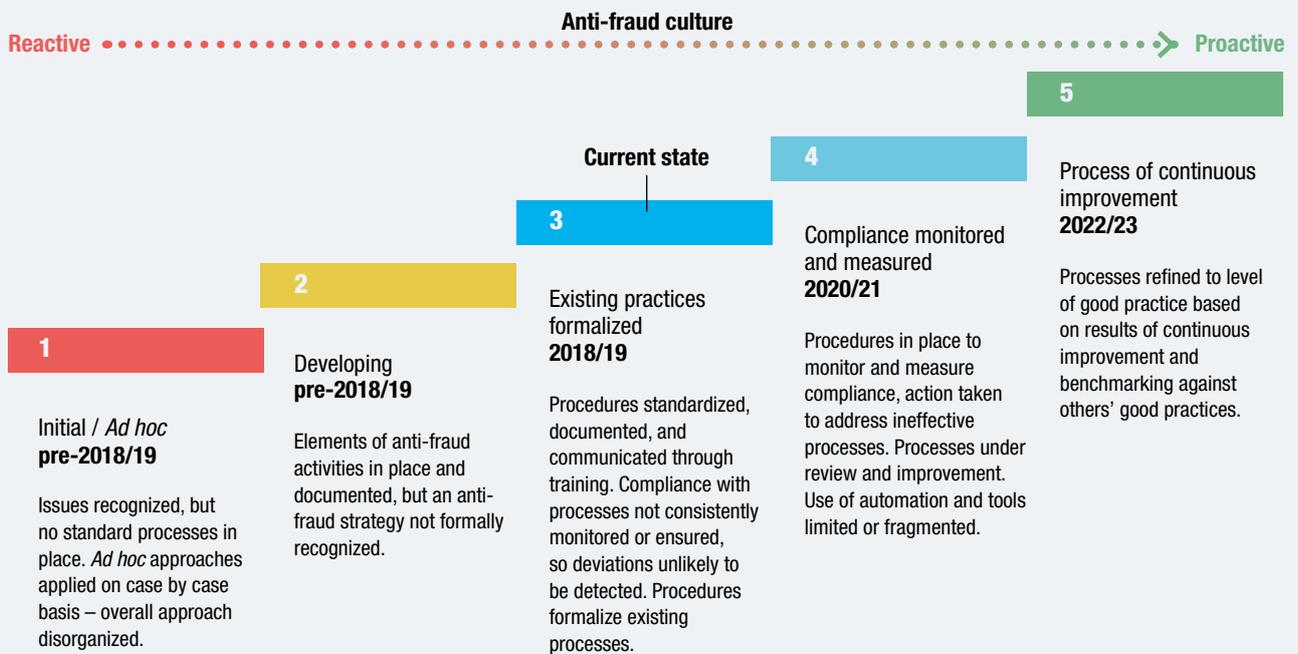
(単位：千スイスフラン)

Fund-in-Trust (FIT)	Contributions 2017	Estimated contributions 2018
Australia	696	–
China	298	300
France/IP	300	300
Ibero-American Program for Industrial Property	19	60
Japan		
Japan/Copyright	469	469
Japan/IP/Africa	1,600	1,600
Japan/IP	3,830	3,830
Sub-total, Japan	5,899	5,899
Republic of Korea		
Republic of Korea (IP)	633	700
Republic of Korea (Copyright)	686	350
Republic of Korea (Education)	451	340
Republic of Korea (BRIP)	227	125
Sub-total, Korea	1,997	1,515
Spain	180	170
TOTAL	9,389	8,244

1. Closed FITs (UNFIP in Feb 2018; Portugal in May 2018). The figures do not include interest and exchange rate adjustments. These funds generally provide for activities spanning a period of time exceeding or overlapping with a single biennium. List excludes JPOs and specific contributions for professional officers.

不正防止に向けたロードマップ

2018年3月



グローバル知財制度

5. 当機関のグローバル知事財制度は、国際協力の成功事例として引き続き際立った成功を収めています。

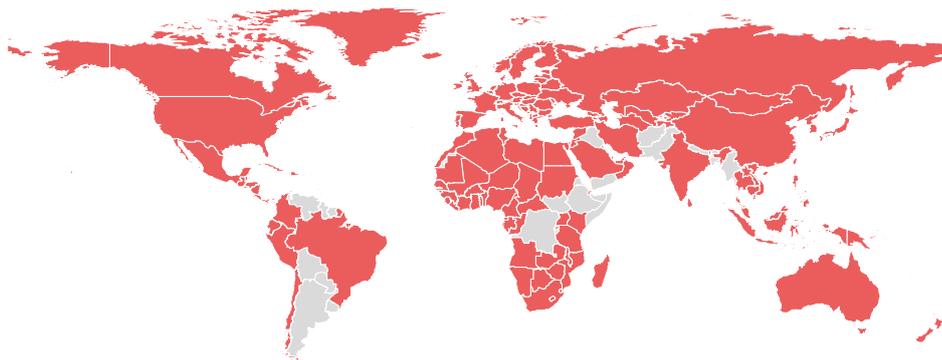
特許協力条約 (PCT)

6. 前回の WIPO 総会以降、PCT は発効から 40 周年 (2018 年 1 月 24 日)、運用開始から 40 周年 (2018 年 6 月 1 日)、という 2 つの重要な節目を迎えました。控えめなスタートを切った PCT は国際特許制度の中核に成長し、国際的な特許保護を求める出願人にとって最も重要な手段となっています。PCT は知的財産分野における多国間のワークシェアリング及び協力の優れた成功事例で、創設者たちの極めて楽観的な予想をも大幅に上回っています。

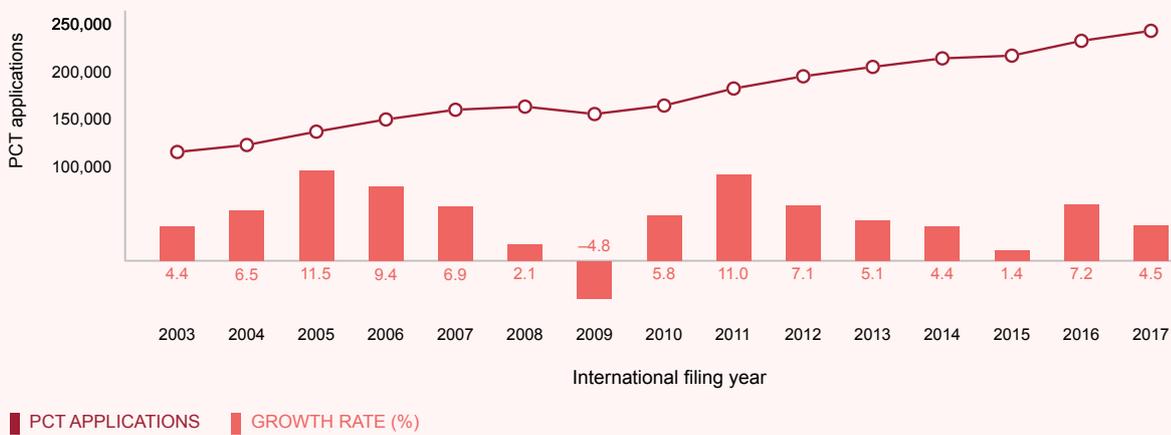
7. PCT は毎年、重要な節目に達し、記録を更新し続けています。1978 年 6 月の創設以来 40 年間に申請された国際出願数は、初年の 459 件から 2017 年の 24 万 3,500 件以上へと着実に増加しています。2017 年の出願数は 2016 年に比べて 4.5% 増加し、8 年連続の伸びを記録しました。2018 年前半の暫定数も順調な伸びを示しています。

8. 2017 年は、126 カ国の出願人から国際出願を受理し、2016 年から 1 カ国増えました。PCT を利用した出願人 (出願に最初に記載された出願人ベース) の数は 2016 年に初めて 5 万を突破した後、昨年は 6.2% 増加し、5 万 5,000 を超えました。企業部門が公開済みの PCT 出願全体の 84.8% を占め、次いで個人 (8%)、大学部門 (5.4%)、政府部門 (1.9%) が続いています。

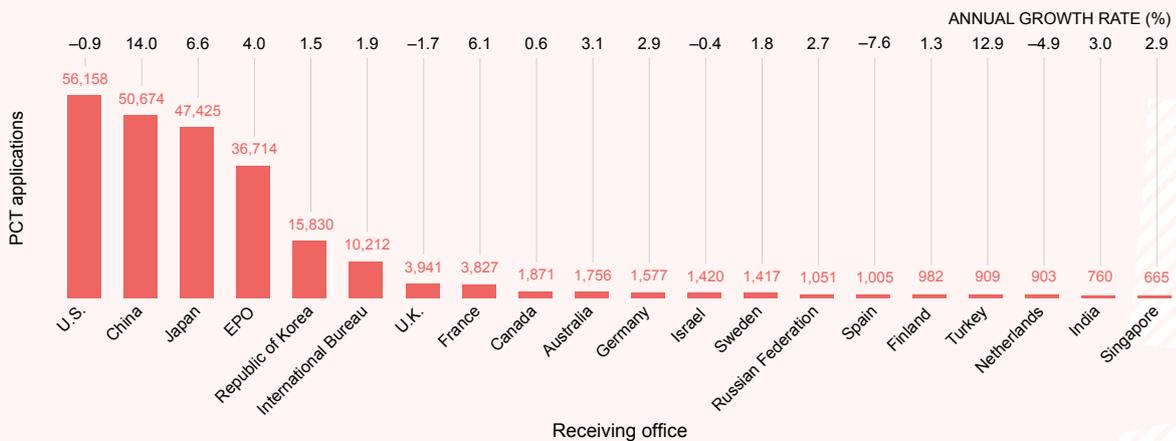
PCT 加盟国



PCTに基づく出願の傾向、2003～2017年



上位20カ国の受理官庁へのPCT出願数、2017年



9. 2017年の出願総数のうち、アジアの締約国による出願が49.1%を占めました。これは欧州(24.9%)と北米(24.2%)を合わせた数字と同じです。現在の傾向が続いた場合、アジアは間もなく出願総数の半分以上を占めるようになると見られます。国別では、中国が引き続き著しく増加し(2017年は前年比13.4%増)、国際特許出願数で第2位に浮上しました。全体的には、米国が最大の出願国であり、次に中国、日本、ドイツ、韓国が続いています。

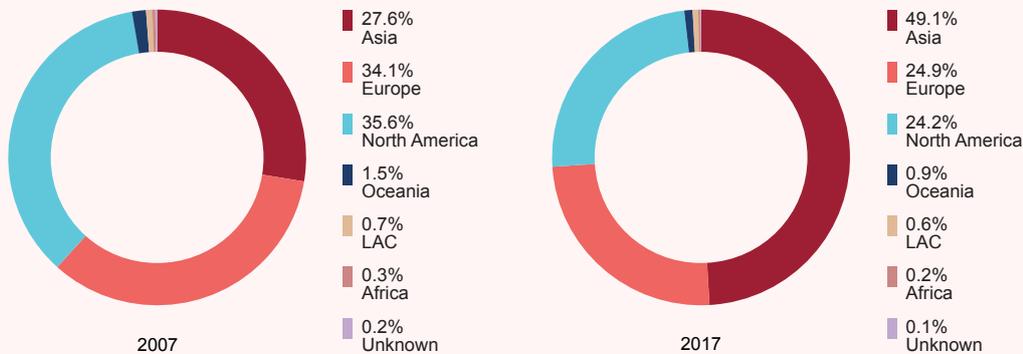
10. 2017年のPCT同盟総会で、現在指定されている22の国際調査・予備審査機関はすべて2027年末まで指定が延長されました。これを受けて、国際事務局は22の指定機関と新たな協定に調印し、2018年1月1日に発効しました。また、2017年のPCT同盟総会で、フィリピン知的財産庁が23番目の国際調査・予備審査機関に指定されました。

11. 技術フローに関する主な情報源としてのPCTの有効性を確保する取り組みが続いています。昨年報告したように、PCT規則の修正が発効し、指定及び選択官庁は、個々の国際出願の国内段階移行、再公開及び付与に関する情報を送達することが義務付けられました。現在、PCTは63の国又は地域の官庁の国内段階移行に関する情報を有しており、32の官庁から信頼できる情報が定期的に提供されています。国際事務局は他の知財庁と緊密に連携し、質の高いデータが定期的に提供されるようにしています。データは、PATENTSCOPEを通じてオンラインで直接入手することも、他の特許情報プロバイダーへの大量データ転送により入手することもできます。これにより、様々な言語での技術情報へのアクセスが大幅に向上し、開発アジェンダの勧告31に沿って、特定の国のパブリック・ドメインにあるテクノロジーを特定する上で役立ちます。

12. PCTの電子環境であるePCTは、特許情報と処理サービスをリアルタイムで利用できるブラウザ・ベースの環境です。ePCTのオンラインサービスは出願人と知財庁の双方にとって大幅に向上しています。特に、出願人にとっては署名に関する取決めが、知財庁にとってはワークフローに関する取決めが容易になったことで、処理状況の追跡と個々の利用者への作業の割当てが大幅に改善されました。現在、ePCTによるサービスは76の知財庁から利用者に提供されており、うち73は受理官庁として、22は国際調査・予備審査機関として、28は指定又は選択官庁としての役割を担っています。現在、ePCTにより、55の受理官庁(国際事務局の受理官庁を含みます)に申請を行うことができ、そのうち43は国際事務局によってホスティングされているサーバーを使用しています。ブラウザ・ベースの環境に加えて、ePCTのウェブ・サービスを利用することができるようになり、知財庁や出願人とのマシン・ツー・マシンの文書やデータのリアルタイムの交換にすでに利用されており、より効率的な協力とサービス共有の新しい可能性が生まれています。

13. PCT制度内での財務フローを向上させ、国際事務局とPCT締約国の知財庁(受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関)との間で異なる通貨で手数料を移転する際の為替レート変動による損失リスクを減らす取り組みが続けられました。PCTの手数料取引すべてに「ネットティング決済」を導入する可能性に関連して、一部の受理官庁及び国際調査機関と2018年4月1日に試験プロジェクトを開始しました。このプロジェクトにより、国際事務局と知財庁との間で単一通貨によって取引を行い、相互に相殺することができます。試験プロジェクトの結果が良好であれば、国際事務局は、関連する受理官庁と国際調査機関にネットティング決済を拡大し、PCT締約国に提案書を提出してPCT規則及び実施細則に定められた一貫性のある枠組みで正式な取決めを行う意向です。さらに、試験プロジェクトが成功すれば、国際事務局は、PCTの受理官庁とマドリッド及び/又はハーグ制度締約国の知財庁として行

PCT 出願の地域別分布、2007年及び2017年



動する複数の知財局に対し、拡大ネットワーキング決済（WIPO との間で行われるすべての資金移動を含む）への参加を呼びかける意向です。

14. 国際事務局は、2015年のPCT作業部会での合意を受けて、ドナー庁と受益庁との間で実体特許審査官の研修の調整作業を改善する取組みを2017年も続けました。具体的なイニシアティブとして、知財庁による研修活動に関する年次調査を実施し、実体特許審査官向けの知財庁のeラーニングのリソースと自習用教材を編集し、WIPOの専用ウェブサイト上で使用できるようにしました。また、知財庁からのインプットに基づき、受益庁の審査官の研修ニーズをより正確に特定し、ドナー庁がそうしたニーズに、より重点的に対応できるよう、熟練の枠組みと学習管理制度を構築しています。

15. PCT制度が提供する重要なサービスとして、要約書（サマリー）と国際調査見解書の翻訳があります。2017年に当機関が処理したPCT関連の翻訳は1億4,200万ワードに達し、2010年から2倍以上に増加しました。この膨大な量の翻訳のうち、アジアの言語から英語への翻訳が8,800万ワードを占めました。作業量の増加に対応するため、外部の翻訳業者の世界的なネットワークを常に拡大し、積極的に技術を取り入れています。その結果、作業量が激増したにもかかわらず、過去7年間に内部の職員数は増加していません。WIPO翻訳を英語からフランス語への翻訳に使用し、訳後編集を利用することでコストが大幅に削減されました。この技術を利用してアジアの言語の増加に対応することはそれほど簡単ではないでしょう。最先端の技術を持つ当機関は、自動翻訳の品質評価などの分野で人工知能の実用化を模索しています。すでにWIPO Pearl 専門用語集データベースなどの高度なリソースを提供しています。しかし、アジアの言語の継続的な増加と作業量全体の伸びに対応するためには、いずれ当機関の職員を増やす必要があるでしょう。現在、作業の93%を外部委託しており、これ以上、外部委託を増やすことはできません。

16. PCTに基づく国際出願の方式審査の生産性と質に関しては、職員数が2016年の284人から2017年は282人に減少したにもかかわらず、国際事務局はさらに成果を上げました。特に、方式審査の生産性は2016年に比べて12.1%向上し、総合品質指数は2016年の95.1%から2017年は97.1%に上昇しました。

17. Resilient and Secure Platform イニシアティブは、資本基本計画に基づいて資金が提供され、PCTのICT環境のセキュリティと回復力の向上を目的としています。設計演習が完了し、現在は様々な概念実証を通じて設計を検証しています。2018年後半に入札手続きに入り、2019年に導入する予定です。

マドリッド制度

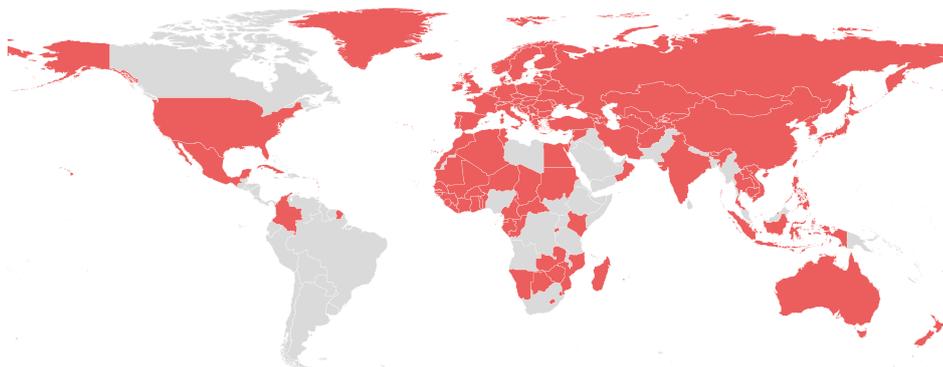
18. マドリッド制度は2017年にインドネシアを100番目の加盟国として迎え入れ、節目の年となりました。現在は116カ国を網羅しています。地理的拡大は、引き続きマドリッド制度の重要な戦略目標です。国際事務局は、同制度への加盟を検討している多くの国と協力していますが、検討の進捗状況は様々です。

19. マドリッド制度の地理的拡大、世界経済の緩やかな改善、アジアの出願人による利用の大幅な増加を受けて、国際出願の件数は過去最高となりました。2017年の国際出願は、前年比5%増加して5万6,200件に達し、8年連続の増加となりました。

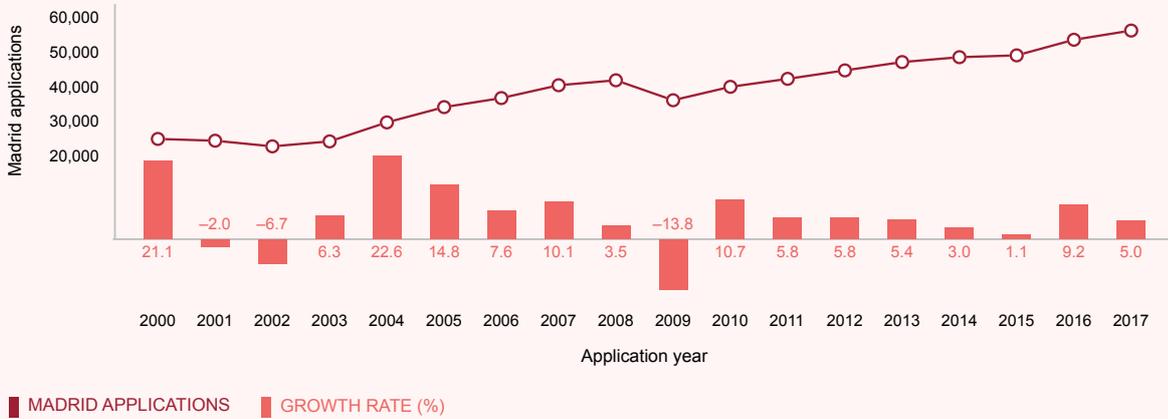
20. 2017年に国際商標出願の件数が最も多かったのは米国で、4年連続で第1位となりました。次いで僅差でドイツ、中国、フランス、英国が続きました。2017年に伸び率が最も高かったのは中国(+36.3%)で、次にスウェーデン(+24.2%)、ロシア連邦(+23.9%)、韓国(+9.8%)、英国(+9.3%)でした。アジアにおけるマドリッド制度の利用は大幅に拡大しており、マドリッド制度に基づく出願全体に占めるアジアの割合は、この10年間で2倍以上に上昇しました。

21. 出願にあたり保護を求める対象国を指定しますが、これは世界で商品の市場を開拓する際の商業的利益や計画に関する重要なビジネス情報となります。国際出願において最も多く指定された加盟国は、欧州連合、中国及び米国で、次にロシア連邦、日本、スイス、オーストラリア、インド、韓国、メキシコが続きます。

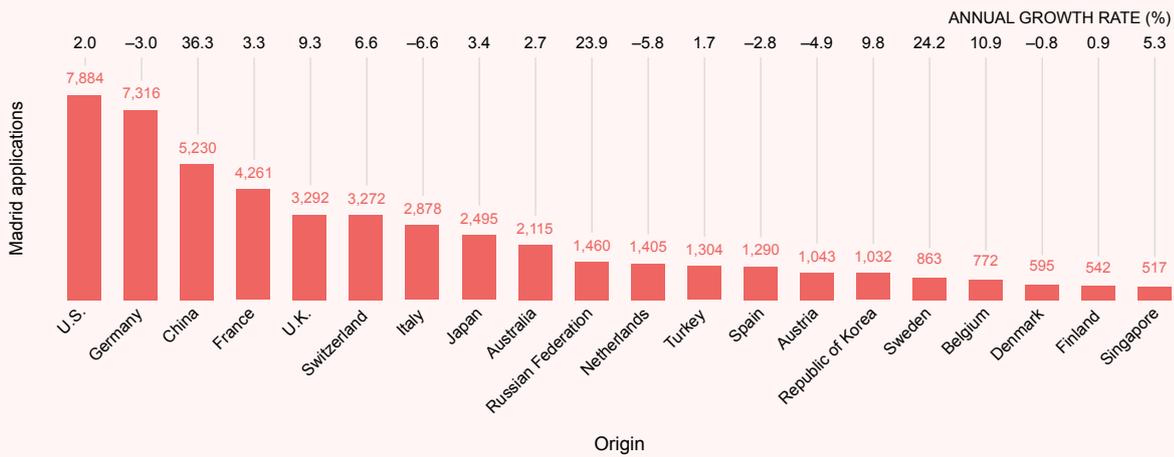
マドリッド制度の加盟国



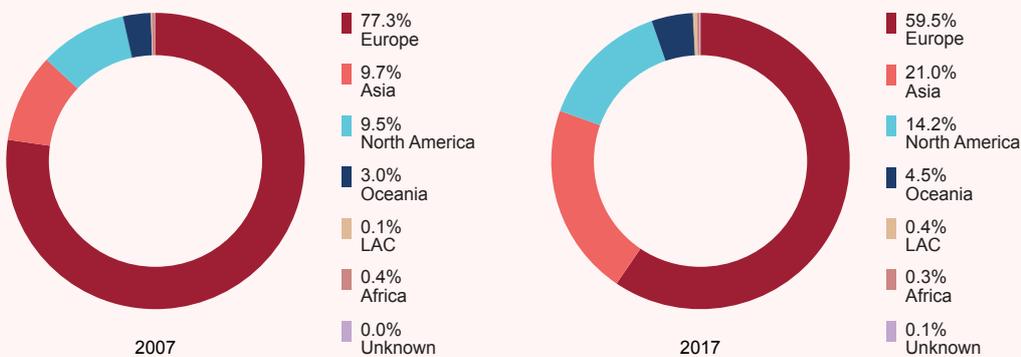
マドリッド制度に基づく国際出願の傾向、2000～2017年



マドリッド制度に基づく国際出願件数上位20カ国、2017年



マドリッド制度に基づく国際出願の地域別内訳、2007年及び2017年



22. マドリッド制度の重要性はますます高まり、世界的に商標登録のハブとして定着しつつあります。締約国はマドリッド作業部会を通じて、利用者の利益のために、マドリッド制度に基づく運用の法的枠組みを近代化し、改善する方法を常に模索しています。一方、国際事務局は、マドリッド制度の新しいIT環境を開発する重要なプロジェクトの立上げを準備しており、既存の各種IT要素を利用し、統合します。プロジェクトが実行されれば、マドリッド制度の下で提供される知財庁と利用者向けのサービスの質が大幅に改善され、国際事務局の生産性が向上します。これにより、マドリッド制度の利用が増加し続ける中で職員数の増加を管理することができます。

ハーグ制度

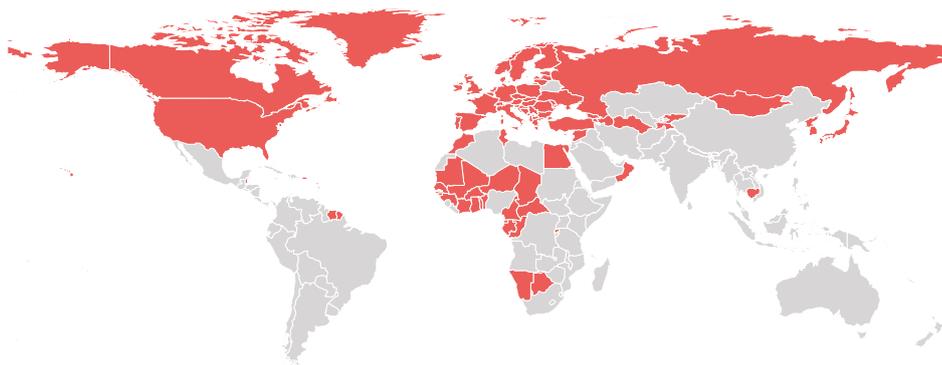
23. ハーグ制度は拡大が続き、国際的な知的財産制度のより重要な要素へと転換しています。2017年の同盟総会以降、カナダ、ロシア連邦、英国が、最新のハーグ制度を反映したジュネーブ改正協定（1999年）に加盟したことで、同協定の締約国は55カ国となり、ハーグ制度の締約国は合計69カ国になりました。現在、ハーグ制度加盟に向けて複数の主要経済国を含め具体的な対策を実行しています。

24. 昨年の報告書で予測した通り、出願数は2年連続で2桁の伸び（2015年は40.6%、2016年は35.5%増加）となりましたが、2017年の需要は落ち着きました。2017年の国際出願は5,213件で、前年から6.3%減少しました。しかし、出願に含まれる意匠の件数は3.8%増加して19,429件に達しました。

25. ハーグ制度に基づいて出願された意匠の件数が最も多かったのは引き続きドイツでした。次いで、スイス、韓国、米国、フランス、イタリア、日本、オランダ、ベルギー、トルコが続きます。地域別では、ハーグ制度の加盟国が拡大した結果、欧州からの出願の割合が相対的に低下し、アジアと北米からの出願の割合が上昇しました。

26. 近年加盟した韓国（2014年）、日本及び米国（2015年）はいずれも新規性審査が行われている主要経済国で、これらの国の加盟は2017年も引き続き同制度に変化をもたらしました。変化は、国際出願の内容だけでなく、拒絶件数にも見られます。2017年の拒絶件数は急増し、過去最高となる3,389件を記録し、たった2年前から16倍に増加しました。

ハーグ制度の加盟国



マドリッド制度加盟国のうち国際出願において指定される件数の上位 20 カ国、2017 年



ハーグ制度の主なデータ、2017 年

5,213 (-6.3%)
International applications

5,041 (-3.7%)
International registrations

19,603 (-7.9%)
Designations in international applications

19,090 (-2.1%)
Designations in international registrations

3,297 (+4.7%)
Renewals of international registrations

34,667 (+6.9%)
International registrations in force

19,429 (+3.8%)
Designs contained in international applications

19,241 (+9.3%)
Designs contained in international registrations

79,464 (+5.6%)
Designs contained in designations in international applications

79,344 (+15.0%)
Designs contained in designations in international registrations

13,652 (+3.0%)
Designs contained in renewals of international registrations

140,127 (+6.2%)
Designs contained in international registrations in force

27. ハーグ制度の新しい IT プラットフォームは重要な優先事項であり、開発がかなり進んでいます。中核となるバックエンド・コンポーネントは 2018 年後半の導入を予定しています。新しい IT システムは、最新技術を採用してデータ粒度の細かさに対応し、国際事務局が提供するサービスの質の向上が期待されます。

28. ハーグ制度が創設され、90 年間にわたって改定されてきましたが、単一の制度構築を実現し、ハーグ条約を構成する複数の改正協定を適用することから生じる複雑さを排除するための作業が、今後の課題として残っています。ハーグ加盟国のうち、まだジュネーブ改正協定（1999 年）に加盟していない国はベリーズ、モロッコ及びスリナムの 3 カ国のみとなりました。理想としては、ハーグ同盟のすべての加盟国がジュネーブ改正協定（1999 年）を締結することが望まれます。

WIPO 調停仲裁センター

29. 調停仲裁センターは、知的財産紛争について、法廷での訴訟より時間効率及びコスト効率の高い代替手段を提供しています。同センターでは、事案の処理を行うほか、インターネット・ドメイン名分野に関する紛争を含む、裁判外紛争処理手段（ADR）に関するポリシー及び専門知識の提供を行っています。

ドメイン名

30. ブランド所有者は、ドメイン名に商標（新旧を問いません）が不正利用される可能性に直面しており、WIPO の不法占拠防止に関する紛争解決手続きを頼みとしています。WIPO のサービスは、機会に便乗しようとするドメイン名登録慣行の阻止を図ることにより、ドメイン・ネーム・システム（DNS）での商標権侵害を是正し、消費者をだます行為を阻止します。

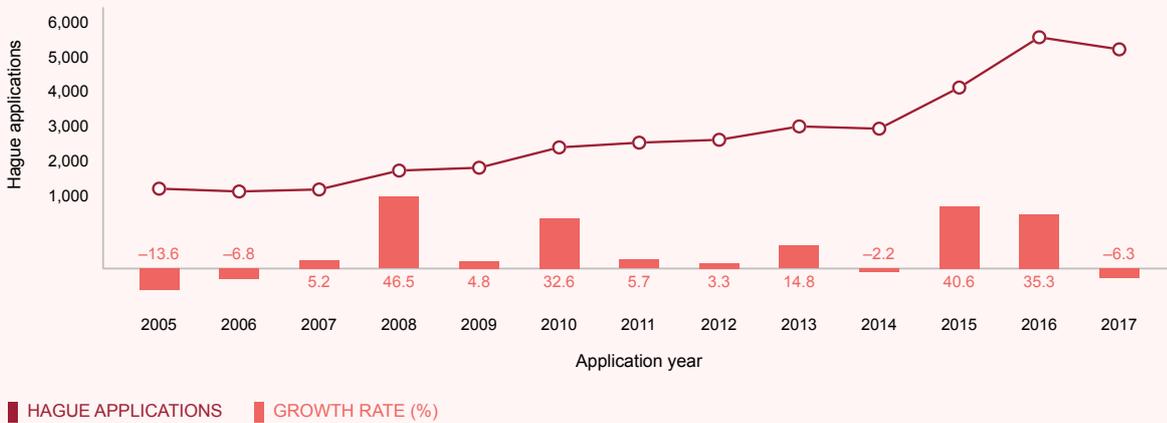
31. 同センターが 1999 年に初めて WIPO によるドメイン名紛争統一処理方針（UDRP）に基づく事案を処理して以来、WIPO に申請された事案の総件数は、約 7 万 6,000 のドメイン名を含む 4 万 1,000 件以上となっています。

32. WIPO が受理したドメイン名の不正占拠（cybersquatting）に関する事案の件数は、2016 年に続き 2017 年も 3,000 件を超えました。2018 年の最初の 6 カ月間に WIPO が受理した同事案数は 1,700 件を超えています。

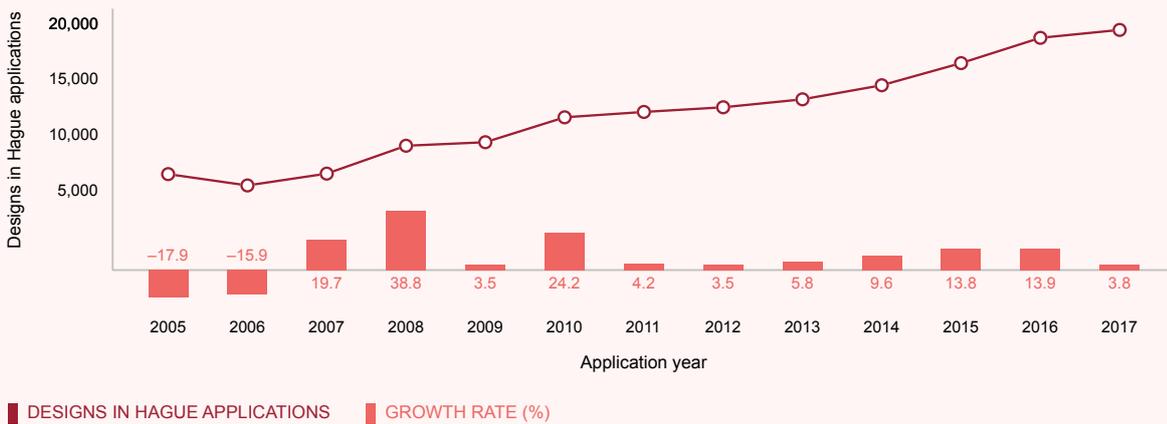
33. WIPO の UDRP に基づく 2017 年の事案には、112 カ国の当事者が関与し、WIPO が管理する手続きの世界的な広がりが浮き彫りになりました。申立人の上位 3 業種は、銀行・金融（全事案の 12%）、ファッション（11%）、インターネット・IT（9%）でした。事案は、45 カ国からの WIPO 仲裁人 298 名によって裁定され、手続きは 15 種類の言語で実施されました。

34. 新たに導入された分野別トップレベル・ドメイン（gTLD）の登録により、UDRP 関連事案が定常的に発生しています。1,200 事案以上が新たな gTLD の運用に関するもので、このドメインに関する事案は 2017 年の WIPO による取扱件数の 12% を占めています。

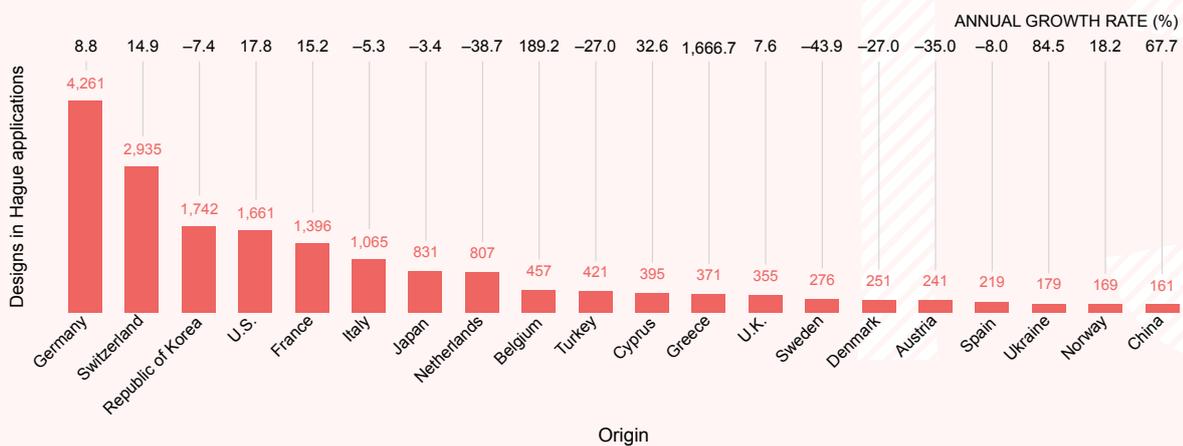
#1 ハーグ国際出願の動向、2005～2017年



ハーグ国際出願に含まれる意匠数の動向、2005～2017年



ハーグ国際出願に含まれる意匠数の上位20カ国、2017年



35. 国ごとに割り当てられたトップレベル・ドメイン（ccTLD）は2017年の全事案の17%を占めています。2017年に.EU（欧州連合）と.SE（スウェーデン）、2018年に.GE（ジョージア）が追加され、70を超えるccTLD登録機関がWIPOのサービスを利用しています。

36. WIPOは、UDRP及び権利保護のその他の仕組みを見直すため、ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が実施しているプロセスを積極的にモニターしています。

知的財産紛争

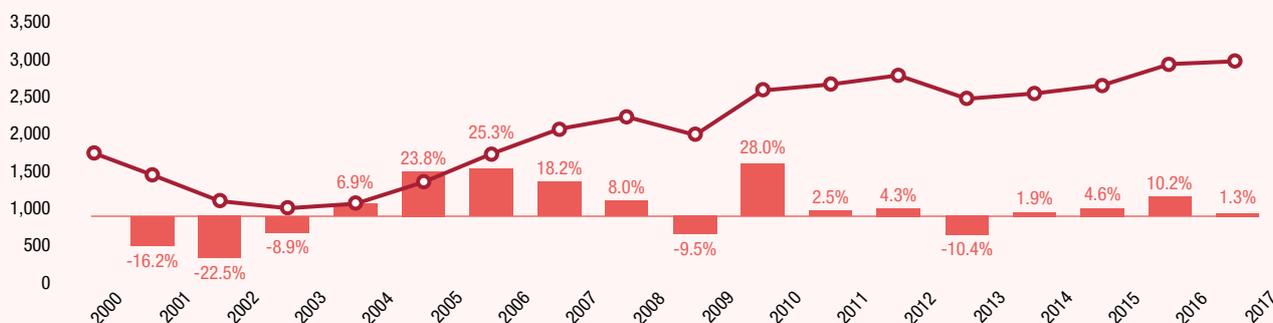
37. 調停仲裁及び専門家による決定に関するWIPO規則に基づいて提供される手続きは、訴訟の長期化や高額な費用により不当に妨害されることのない知的財産の開発及び利用の促進を目的としています。

38. 2017年には、WIPO規則の下で処理される仲裁及び調停の申請が多数あり、特許、商標（係争中の商標異議申立てを含む）、著作権（著作権管理団体を含む）、ICT、研究開発（R&D）、ライフサイエンス、フィルム及びメディア、流通、フランチャイズに関連した事案が申請されています。同センターは最初の事案を受理して以来、560件を超える仲裁、調停及び専門家による決定の事案を処理し、紛争処理額は2万米ドルから10億米ドルに及んでいます。

39. 同センターは関連する知的財産機関や著作権機関（IPO）と協力して、知的財産の裁判外紛争処理の選択肢についてステークホルダーの認識を高め、当該機関における紛争解決を支援するリソースを提供しています。2017年の同盟総会以降、同センターは加盟国の以下の知的財産機関と協力関係を構築しました。アルゼンチンの産業財産権庁（INPI）、中国国家知識産権局（CNIPA）、コスタリカの登録機関、ドミニカ共和国の著作権機関（ONDA）、ケニアの著作権委員会（KECOBO）、韓国特許庁（KIPO）、リトアニア共和国文化省、ポーランド共和国特許庁（UPRP）、ルーマニアの著作権機関（ORDA）、ロシア連邦知的財産権行政局（ROSPATENT）、セルビア共和国知的財産権庁、スイス連邦知的財産機関（IPI）。

40. 協力関係の拡大を反映して、同センターは2018年に「知的財産機関及び裁判所の裁判外紛争解決の選択肢に関するWIPOガイド」第2版を発行しました。このガイドは、知的財産紛争のADRの概要を説明し、関連する知的財産機関及び裁判所の既存のプロセスにADRを組み込む選択肢を提示するものです。また、同センターの協力事例をまとめ、関連するモデル文書を提示しています。

WIPO に申請されたドメイン名に関する事案、2000～2017年



リスボン制度

41. 2018年3月9日にカンボジアが加入書を寄託し、リスボン協定のジュネーブ改正協定の最初の加盟国となりました。リスボン協定のジュネーブ改正協定は、5カ国が批准又は加盟した時点で発効します。

42. 昨年9月以降、リスボン制度に基づいて新たに49件の国際出願が受理されました。リスボン制度に基づき有効に存続している国際登録の総数は1,006件となりました。

43. リスボン協定第11条(3)(iii)に基づきリスボン同盟の加盟国が支払った助成金は合計1,323,488スイスフランとなり、2016年から2017年の2年間の赤字額は75,550スイスフランに抑えられました。

44. 2018年6月、リスボン制度の発展に関する作業部会は、リスボン協定及びリスボン協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則の中で、後発開発途上国(LDC)が支払う所定の手数料を50%削減することをリスボン同盟総会で提言しました。手数料の削減は、LDCによるリスボン制度への加盟及び同制度の利用を促すインセンティブです。作業部会はまた、リスボン同盟の財務の持続性に関する様々な選択肢について、さらに協議することを決定しました。



国際的な法的枠組み

既存条約の現況

45. WIPO が管理する条約への加盟率は、前回の報告年に比べてやや低調で、2017 年 9 月以降、28 カ国（2017 年 9 月に終了する報告期間は 34 カ国）が新規に加盟しました。しかし、知的財産の国際的な法的枠組みに対する関心は依然として高く、多くの国が国内での条約批准プロセスの一環として、条文の正式な写しや加盟の実質的な利点に関する情報の提供を求めています。新規加盟国は 4 年連続で開発途上国が多数を占め、2017 年も加盟した 28 カ国の大半が開発途上国でした。

46. 昨年同様、条約への加盟の大半は著作権分野で、28 の新規加盟のうち著作権条約への加盟は 18 を占めました。3 分の 1 以上（28 のうち 10）は、全盲、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティのある人々への出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約への加盟でした。著作権条約への加盟が急速に進み、視覚的実演に関する北京条約の早期発効が期待されます。現在、発効に必要な加盟又は批准数 30 カ国のうち、20 カ国が同条約に加盟しています。

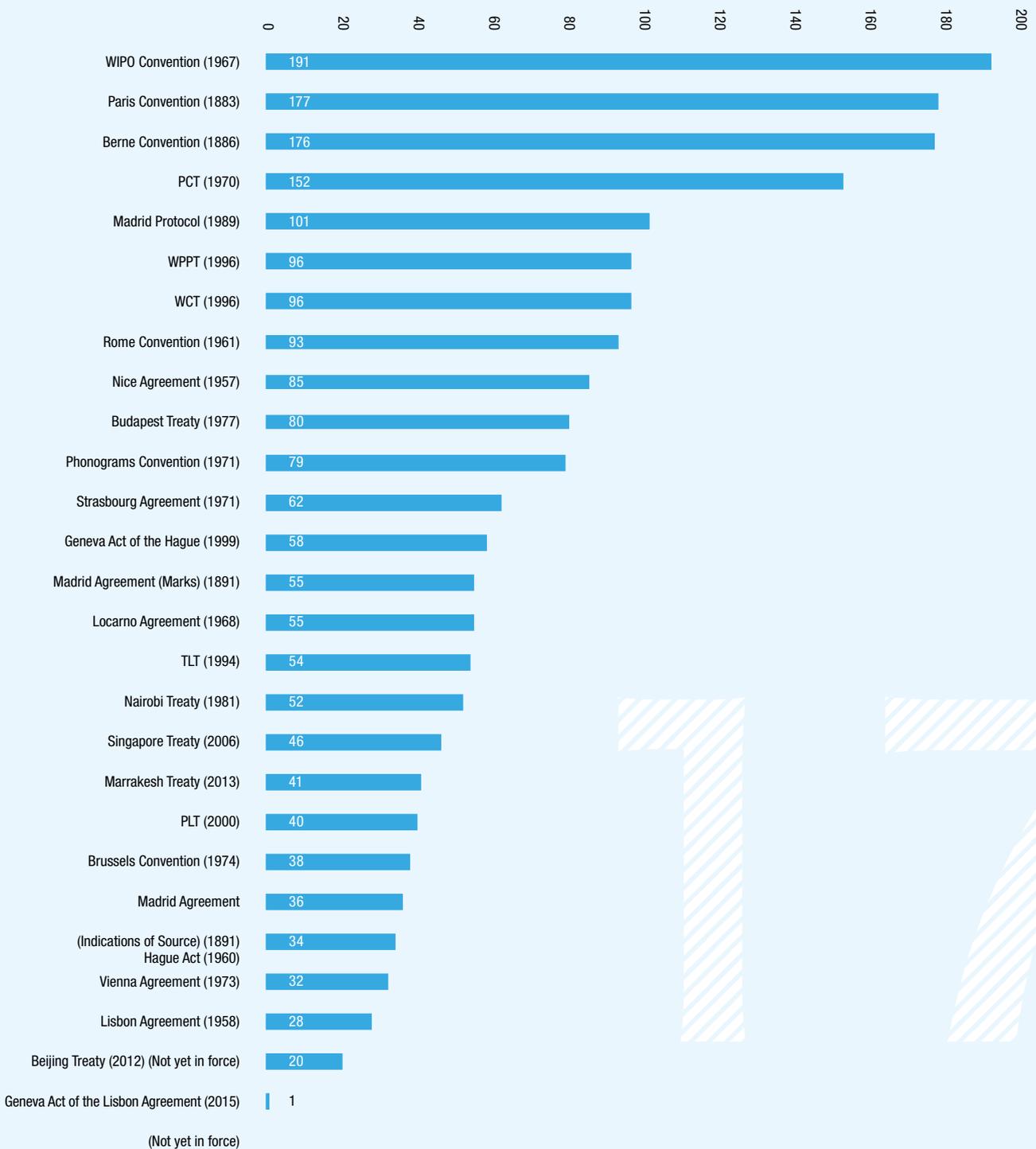
47. 加盟国の要請により、国際事務局は昨年も引き続き、規約改正プロセスに特に力を注ぎました。規約改正は加盟国が 20 年近く前に着手し、1999 年と 2003 年に WIPO 条約及び WIPO が管理する他の条約の修正条項が全会一致で採択されました。WIPO 条約の 1999 年修正条項により、事務局長の任期は 6 年間 2 期に制限されます。WIPO 条約及び WIPO が管理するその他の条約の 2003 年修正条項では、(i) WIPO カンファレンスの廃止、(ii) 単一の分担制度と 1994 年から実施されている分担の分類の正式決定、(iii) WIPO 総会及び WIPO が管理するその他の同盟総会の通常会議の年次開催（隔年ではなく）が盛り込まれます。修正条項の発効に必要な数の承認通知を事務局長が WIPO 加盟国から受領しておらず、いずれの修正条項も発効していません。

48. この点について計画・予算委員会で議論し、加盟国と事務局が対話を行った結果、当機関は昨年、上記の修正条項に関して 4 カ国から新たに承認通知を受領しました。これにより、事務局長は現時点で、1999 年修正条項の発効に必要な 129 カ国のうち 53 カ国、2003 年修正条項については必要な 135 カ国のうち 19 カ国の承認通知を受領しています。当機関は必要な承認通知を引き続き受領し、こうした重要な修正条項が発効されることを期待しています。

ブダペスト条約

49. 特許手続き上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約の締約国は現在 80 カ国です。ライフサイエンス分野における特許に関連し、発明に使用した微生物の寄託を各締約国で行うのではなく、いずれかの国際寄託機関（IDA）に限定することで重要な役割を果たしています。2017 年には本条約に基づく IDA への寄託が 5,657 件あり、2016 年に比べて約 10% 増加し、過去最高となりました。ブダペスト条約に基づく寄託数は合計 10 万件を超えています（10 万 7,690 件）。

1970年から2018年9月までのWIPOが管理する同盟への加盟国数



50. 2018年2月に Moroccan Coordinated Collections of Microorganisms (CCMM) がアフリカで初めてブダペスト条約に基づく IDA の地位を取得しました。CCMM はモロッコのラバトに所在し、あらゆる種類の菌株（放線菌、真菌、酵母菌を含みます）を受け付けます。現在、26カ国の47の機関が IDA の地位を取得しており、欧州16カ国に27の機関、アジア太平洋地域5カ国に13の機関、北米3カ国に5つの機関、南米1カ国に1つの機関、アフリカに1つの機関が設置されています。

委員会

51. 特許法に関する常設委員会 (SCP) SCP は前回の WIPO 総会以降、2回の会合を開催しました。この2回の会合では引き続き (i) 特許法の例外と制限、(ii) 異議申立制度を含む、特許の質、(iii) 特許と健康、(iv) クライアントと特許アドバイザーとの情報伝達の機密性、(v) 技術移転の5項目の議題を取り上げました。この5項目すべてにおいて着実な進展が見られました。

52. 商標、意匠、地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT) 意匠法条約 (DLT) 案のための外交会議の招集は SCT の重要な議題の1つですが、加盟国は2つの未決事項について合意を模索し続けており、数年間にわたり遅延が生じています。2017年の WIPO 総会で、加盟国はコンセンサス文書についてほぼ合意に達し、2018年総会で引き続き外交会議の招集を検討することを決定しました。SCT の議長という言葉を借りれば、加盟国が協力し、必要に応じて柔軟に対応し、年内に最後の障害を取り除くことが望まれます。2017年11月の SCT 会合では、地理的表示に関する加盟国主導の作業計画について合意し、現在は計画の実施段階にあります。SCT はさらに、国名及び国のブランドに関する加盟国からの2つの提案を検討するとともに、新しい技術設計の作業を進めています。

53. 知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC) 2017年総会で IGC の2018～2019年の2年間のマנדートが更新され、IGC は集中的作業プログラムを実施しています。特に遺伝資源の分野で順調な進展が見られます。2019年総会では、進捗状況について検討し、文書の完成度（文書の目的、対象及び性質に関する合意レベルを含みます）に基づいて、外交会議を開催するかどうか決定します。加盟国の多くは IGC 交渉に大きな期待を寄せており、具体的な成果が得られれば、先住民や地域社会、その他のステークホルダーに恩恵をもたらす、知的財産に関する政策、法律及び慣行に大きな影響を及ぼすでしょう。

54. エンフォースメント諮問委員会 (ACE) ACE は、社会経済上の利益と開発に向けた課題を考慮に入れながら、グローバル化やデジタル化から生じる知的財産保護における課題や脆弱性に対応しています。2017年9月に開催された第12回会合の参加者数は過去最高となり、知的財産権の行使及び尊重意識の醸成に関する政策対話のためのグローバル・フォーラムとして、WIPO 加盟国やその他のステークホルダーが ACE に強い信頼を置いていることを裏付けています。

司法関係者の参加

55. 知財の司法行政に関し、前回の WIPO 総会で加盟国の要請に対応するための新しい方向性が発表されました。これを受けて当機関は、長年にわたる司法能力開発活動に、各国の司法関係者と連携するためのより広範かつ体系的なアプローチを取り入れる意欲的な作業プログラムに着手しました。こうした動きを加速させているのは、法律や政策が追いつかない技術革新から生じる法的な課題への対応に司法関係者が重要な役割を果たすことや、国境を超えた知財紛争の増加に対処するために国際的な対話が重要であることについての認識の高まりです。WIPO の新しいイニシアティブは、裁判官諮問グループ (Advisory Group of Judges) の指示及び指導の下、新たに設置された IP 司法行政部門 (Division for the Judicial Administration of IP) のコーディネートにより、こうした重要な対話の実現と促進を目指しています。

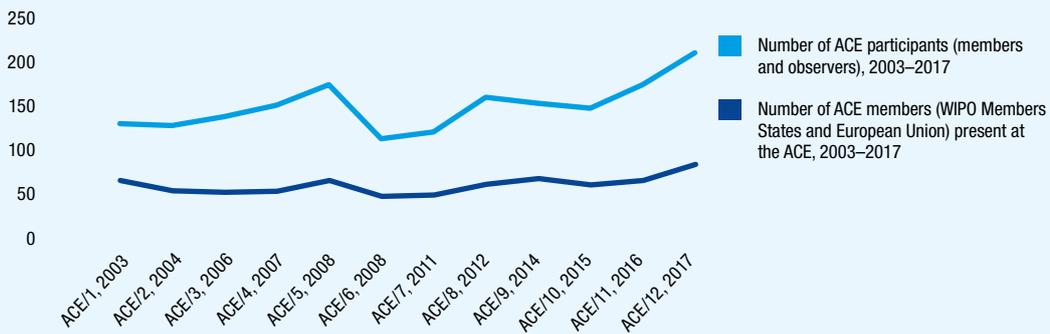
56. この方向性が発表された年に、WIPO 知財判決マスタークラス (WIPO Master Class on IP Adjudication) が発足しました。まず北京の最高人民法院と連携し、15カ国の経験豊富な知財分野の裁判官に対し知財紛争解決のアプローチに関するピア・ツー・ピアの対話型討論に参加する機会を提供しました。2018年11月には、これを拡大して初回の WIPO 知的財産裁判官フォーラムが開催されます。ジュネーブの WIPO 本部に100名を超える裁判官を招き、知財に関する新しい論点に対する共通の課題に取り組んだ経験を共有する予定です。

57. 一方、裁判官の能力開発に関する当機関の従来の取り組みについても、加盟国からの要望は多く、WIPO アカデミー、地域担当部、知財尊重意識の醸成プログラムなどの当機関の関連セクターが引き続き実施し、提供する研修の様々な面にわたり関連性と一貫性を高めています。WIPO が各国の司法関係者を支援する上で果たす重要な役割は、オンラインの情報リソースを構築し、知的財産法の国内での施行に関する司法判断にアクセスできるようにすることです。多数の司法関係者と協力して、パイロット国から先例となる判断を集める作業を開始し、2019年にはリソースへのアクセスを一般公開する予定です。このリソースは常に変化するため、加盟国の協力が不可欠です。

ACEの地理的分布／12のプレゼンテーション



ACE参加国、2003～2017年



グローバルな ナレッジ・ネットワークを促進する グローバル・インフラストラクチャー

58. 知財庁と知財の利用者のためのグローバルなデジタル・ネットワーク構築を目指し、当機関は加盟国と協力して ICT インフラへの投資を続けています。昨年は様々な投資による一貫したネットワークの実現に大きな進展が見られ、大きな利益をもたらしました。

59. 次ページの図が示すように、グローバルなインフラは、加盟国から集めた知財データを基に WIPO ナレッジ・ネットワークを築き、真にグローバルなデータベースを構築し、より付加価値の高い知財情報と知識を生み出しています。分類やデータ標準などの WIPO の戦略的システムとマルチリンガル機能は、知財ビッグデータの増加、複雑さ、言語の多様さという課題に対する当機関の対応力を高める上で極めて重要です。知財データは人間の知的活動に関する包括的かつ体系的な最新の記録であり、人工知能 (AI) ツールの開発にも利用できるため、WIPO ナレッジ・ネットワークは世界の貴重な公共財となります。

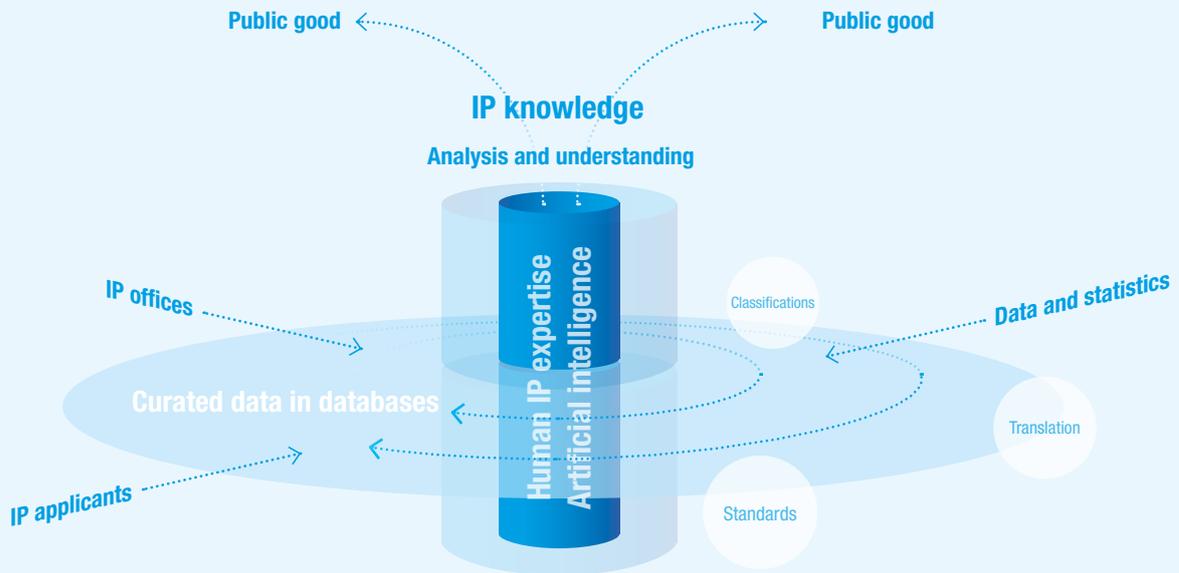
グローバル・データベース

60. WIPO はデータ駆動型の連結された技術インフラで世界をリードし、世界の知財情報の主要なグローバル・ソースであり、宝庫になっています。この報告書の対象期間中も、グローバル・データベースの範囲は拡大しました。また、機械学習を利用して検索とデータ・アクセスを容易にする方法について検討を始めました。専用の研究センターを設置し、まずはニューラル機械翻訳、画像分類及び類似性検索に重点的に取り組んでいます。

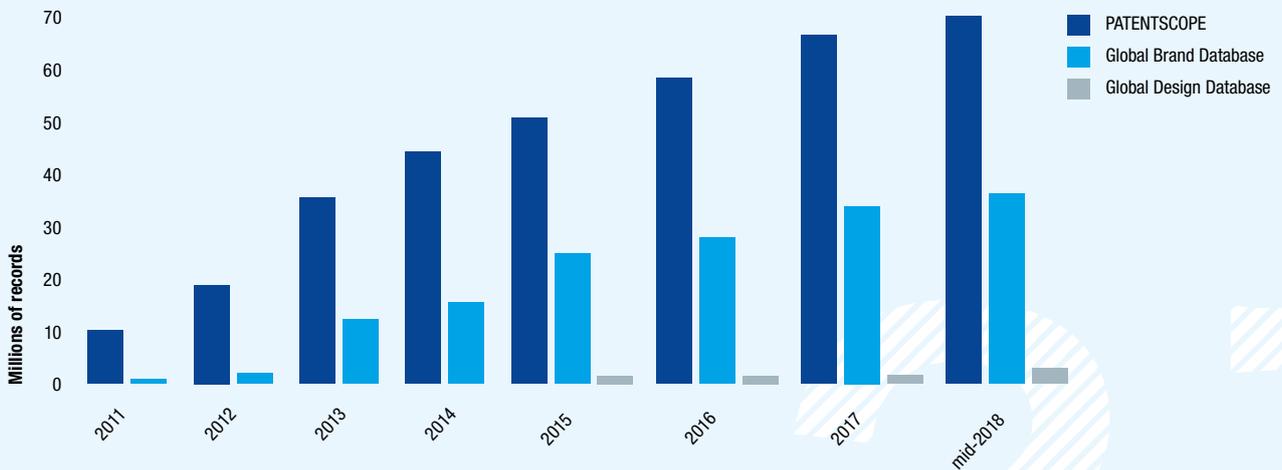
61. 当機関は引き続き 4 つのグローバル・データベースを通じて知財関連の更新データ及び参考文献を提供しており、政策担当者、知財のステークホルダー、研究者及び一般市民はこれを知識及びインテリジェンスとして利用することができます。WIPO のグローバル・データベースに含まれるデータ・レコードの数は 1 億を超えました。このデータ・レコードは独自の「知財ビッグデータ」となり、当機関の機械学習技術の基盤となります。

62. PATENTSCOPE PATENTSCOPE に特許データを提供する知財庁は増加しています (52 カ国の知財庁と 3 地域の知財庁——アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)、ユーラシア特許庁 (EAPO)、ヨーロッパ知財庁 (EPO))。昨年は、インドの知的財産庁のコレクションが追加されました。PATENTSCOPE のユーザビリティとセキュリティ、並びに PATENTSCOPE に関するトレーニングを改善し、2 つの点で PATENTSCOPE の機能を高めました。1 つは化学化合物の検索機能で、米国特許商標庁 (USPTO) 及び PCT の特許データ・コレクションに加えて、中国国家知識産権局 (CNIPA)、日本国特許庁 (JPO)、EPO、韓国特許庁 (KIPO)、ロシア連邦知的所有権行政局 (FIPS)、EAPO のコレクション内でも各国の言語で検索できるようになりました。もう 1 つは WIPO CASE 及びグローバル・ドシエとの統合で、PATENTSCOPE を通じて USPTO の公開ドシエ・コンテンツを利用できるようになりました。

WIPO ナレッジ・ネットワーク

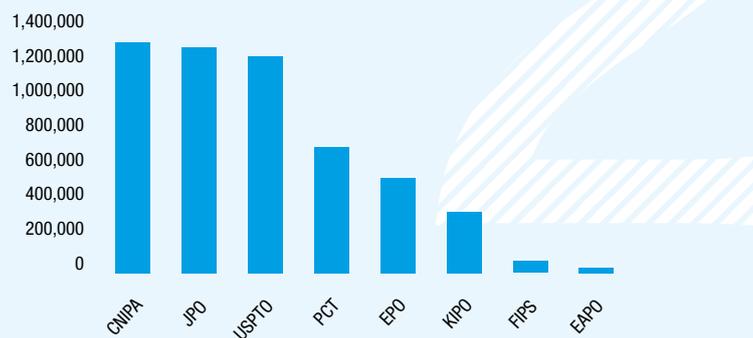


グローバル・データベースに含まれるレコード数の変化、2011～2018年



PATENTSCOPE の化学化合物

各国のコレクションのうち、化学化合物を含み、PATENTSCOPE にインデックス付けされた文書の数



63. 各国知財庁の特許に関するフロントファイル・コレクションについて、全文データの作成を支援するプロジェクトが開始され、これまで19の知財庁がWIPOの技術ソリューションの使用について研修を受けました。今後は、作成された全文データもPATENTSCOPEに組み入れられる予定です。

64. グローバル・ブランド・データベース及びグローバル・デザイン・データベース グローバル・ブランド・データベースには、マドリッド制度による商標データ、リスボン制度に基づく原産地名称、パリ条約第6条の3に基づいて保護される紋章のほか、39の国内商標コレクション、欧州連合知的財産局（EUIPO）の地域商標コレクションが収録されています。本報告書の対象期間中に、グローバル・ブランド・データベースには6つのコレクションが追加されました。世界中の視覚的に類似した画像や商標の図形要素を検索することを可能にした、グローバル・ブランド・データベースの画期的なイメージサーチ機能は、知財庁及び利用者の双方から高く評価されています。

65. フランス、ヨルダン、モンゴルの意匠の国内コレクション及び1999年以前に公表されたハーグ・コレクションのデータが、本報告書の対象期間中にグローバル・デザイン・データベースに追加されました。さらに多くの知財庁が、このプロジェクトに参加することが予想されています。

66. WIPO Lex 2017年以降、WIPO LEXの国内プロファイルに含まれる法的データを迅速に更新する上で、加盟国は主導的な役割を果たしています。その結果、WIPO LEXでは世界各国のIP法的データのカバレッジが大幅に改善され、世界各国で利用者が劇的に増加し、2017年には370万人を超えました。WIPO LEXの各国の連絡窓口ネットワークが自国の知財法及び条約に関する詳細な情報を定期的に提供し、その情報に基づいて国際事務局がデータベースを更新します。データベースのすべての変更内容を加盟国が6カ月ごとに定期的に見直すことで、品質管理が保証されています。

67. 2017年に利用者数は370万人に達し、セッション数は490万、ページビュー数は830万に達しました。2016年と比較すると、利用者数は83%増加し、セッション数は72%、ページビュー数は56%増加しました。この傾向は2018年の上半期にも確認され、通年でのWIPO LEXの利用者数は世界全体で400万人を超えると予想されます。

68. 2017年及び2018年の動向を見ると、WIPO LEXは、法的データに対する途上国からの旺盛な需要を満たす上で重要な役割を果たし、これにより持続可能な発展目標（SDGs）の達成と、デジタル及び情報デバイドの解消に寄与しています。

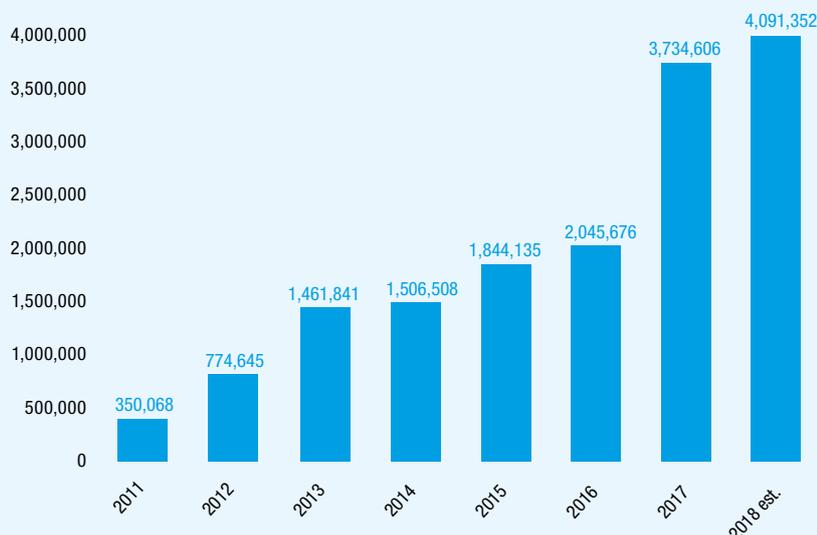
WIPO Lex 利用者の上位10カ国（セッション数による）

2018年1～5月

	Country	Number of sessions	% Increase (vs 2017)
1	Mexico	193,379	31.22%
2	Philippines	136,657	29.87%
3	Colombia	116,812	30.16%
4	Peru	112,521	160.03%
5	Venezuela	112,075	152.00%
6	Indonesia	87,664	67.14%
7	United States	90,530	-11.72%
8	Ecuador	74,032	126.01%
9	India	75,431	43.42%
10	Morocco	72,422	10.06%

69. Advanced Technology Applications Center (ATAC) ATACは、機械学習の適用可能性を探り、グローバル・データベース内の知財データの利用及び取扱いと当機関のプログラム及びサービスを改善するために設立されました。主な研究分野は、知財テキストに適用されるニューラル機械翻訳の開発促進、ニューラル・ネットワークを利用した商標の画像分類及び画像類似性検索の検討、WIPOの会合及びカンファレンスでの音声テキスト変換の検討の3つです。研究結果は、当機関のグローバル・データベースの機能を向上させ、グローバル・データベースを使ったプロジェクトに参加する加盟国の知財庁と今後共有される予定です。

WIPO LEX 利用者数、2011～2018年



国際分類

WIPO は、条約によって確立された 4 つの国際分類(国際特許分類(IPC)、商標の登録のための商品及びサービスの国際分類(ニース分類)、標章の図形要素の国際分類(ウィーン分類)、意匠の国際分類(ロカルノ分類))を管理しています。IPC 及びニース分類は、技術開発や商品ライフサイクルの加速化に対応するため、より頻繁に改訂されるようになりました。IPC 改訂管理ソリューションを利用して、IPC の 2018.01 バージョンが迅速に発行されました。2018 年には、IPC に 1,458 の修正(681 の新規細分類を含みます)が行われ、2019 年 1 月 1 日に IPC の 2019.01 バージョンとして発効する予定です。

ニース分類に関しては、商品及びサービスのリストの改善及び明確化のために、加盟国が 389 項目の追加を含め、676 項目の修正を行い、英語での項目数は合計 10,000 近くに達しました。2015 年に開始した分類見出しの改訂作業は、他の分類への拡張が継続され(今年は 14 の分類を修正)、利用者に明確な指針を示すことで分類作業が簡素化されるものと期待されています。

ロカルノ分類では、加盟国が 823 項目の修正、19 のサブクラスの作成を行いました。これは 2019 年 1 月 1 日に発効するロカルノ分類第 12 版に盛り込まれる予定です。ロカルノ分類の新しい発行プラットフォームが開発され、利用できるようになり、よりユーザー・フレンドリーな機能と高度な検索機能を提供しています。

ウィーン分類は、156 項目の修正を反映した第 8 版が発行され、2018 年 1 月 1 日に発効しました。

標準及び分類

70. WIPO 標準 WIPO 標準で定められているような、共通の技術標準に従ったメタデータ、形式及び構造で記録されていない知財データは、機械にサポートされた検索ツールによって検索することはできません。新バージョンの ST.96 (3.0 版) の発行により、対象がマドリッド及びハーグ制度のすべてのデータ・トランザクションに拡大され、国内、地域、海外の特許検索レポートに関する新しい XML コンポーネントが追加されました。機械又はアプリケーション間のコミュニケーションをサポートするために、ウェブ・サービスによる新しい WIPO 標準を開発中です。この新標準では、データ交換の自動化と IPO の IT システム全体でのより効率的な情報発信が大幅に促進される予定です。この他に、意匠の法的ステータス情報の交換に関する重要な WIPO 新標準も準備中です。出願人と知財庁が世界中で同時かつ統一された方法で WIPO 標準 ST.26 を実装することをサポートするための共通ソフトウェア・ツールの開発プロジェクトについては、概念検証段階が終了し、知財庁の協力の下導入段階に入っています。

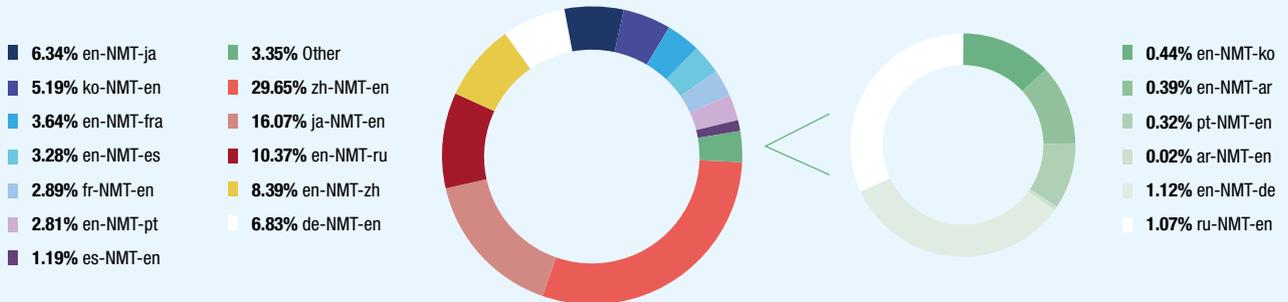
知財庁のビジネス・ソリューション

71. IPAS オフィススイート IPAS オフィススイートは、オンライン出願 (WIPO ファイル)、バックオフィスの管理 (工業所有権管理システム (IPAS))、ペーパーレス処理 (WIPO スキャン及び EDMS) 並びにオンラインでの IP 情報提供及び配信 (WIPO パブリッシュ) のためのモジュールを含め、知財庁の業務運営に包括的なソリューションを提供します。IPAS スイートの導入により、知財庁は国内外の企業に提供するサービスの品質と適時性を大幅に改善できます。現在、合計 81 カ国の知財庁が IPAS を利用しています。2017 年には、いくつかの知財庁が WIPO ファイルモジュールを導入し、利用者に完全なオンラインサービスの提供を開始しました。多くの知財庁が紙ファイルのデジタル化の支援から恩恵を受けており、検索と審査の質及び適時性が改善され、IP 情報のオンライン配信が可能になりました。

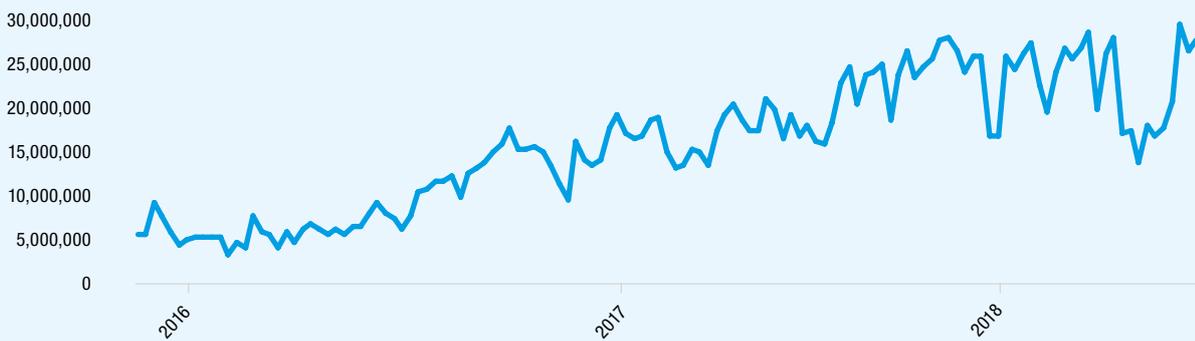
72. IPAS スイートの効果は「サービスレベル指数」を使って測定されます。指数は、サービスのレベルについての 20 の測定値の合計です。知財庁が提供するサービスのうち、オンラインでのサービス提供、業務処理の自動化やファイルのデジタル化など、スイートを利用することによって改善されるサービスのレベルが測定されます。指数はすべての地域で着実に改善しており、WIPO の支援が途上国の知財の業務環境に効果をもたらしていることを示しています。

73. WIPO CASE WIPO CASE システムにより、知財庁は、作業共有プログラムを促進するために、特許出願に関連する検索及び審査書類を安全に共有することができます。WIPO CASE は、特許検索及び審査情報を共有する知財庁のグローバル・ネットワークを構築するため、IP5 グローバル・ドシエ・システムにリンクされています。2016～2017 年に、参加知財庁の数は 21 から 29 に増加しました。そのうち 12 は他の知財庁に特許書類の内容を提供する「提供庁」としての役割を果たすことに同意しました。2017 年から、一部の WIPO CASE 提供庁の書類内容は、WIPO PATENTSCOPE サービス及びグローバル・ドシエを通じて一般に公開されています。

WIPO 翻訳の言語ペア



WIPO 翻訳が 1 週間に処理する文字数、2016 ~ 2018 年



WWF ロゴの画像類似性検索

WIPO Labs: AI powered Trademark Similarity Search

03.01.13-Panda bears Score: 12.37
 03.01.24-Stylized cats, dogs, wolves, foxes, bears, lions or tigers Score: 10.87
 03.01.16-Heads of cats, dogs, wolves, foxes, bears, lions and tigers Score: 10.84
 05.05.25-Other flowers including daffodils and irises Score: 8.75
 03.01.14-Other bears Score: 8.44
 03.01.08-Dogs Score: 7.99
 03.13.01-Paws, feet, pawprints, footprints Score: 7.73

Image	File Name	Similarity
	US72432112.png	0.826
	US74248198.png	0.811
	US73295716.png	0.808
	US73673862.png	0.783
	US73308927.png	0.778
	US74074561.png	0.774
	US76019258.png	0.772
	US8550507.png	0.769
	US8706832.png	0.766
	US74610791.png	0.766
	US77894519.png	0.766
	US77046781.png	0.765
	US85313576.png	0.764
	US77544044.png	0.762

74. WIPO DAS WIPO DAS サービスへの関心は、しばらくの間落ち着いていましたが、現在は高まっています。このシステムにより、出願人と知財庁は、認証に関するパリ条約の要件を電子環境で満たすことができます。

75. WIPO コネクト WIPO コネクトシステムの第1フェーズの開発が終了し、共同管理組織 (CMO) は、ドキュメンテーション及び著作権音楽作品のロイヤルティの分配を管理することが可能になります。このシステムは、パイロットフェーズで3つのCMOに導入され、要望のあった他のCMOに徐々に拡大しています。開発の第2フェーズ (実演家の権利を対象) が近く完了し、2018年に導入の準備が整う予定です。

技術・イノベーション支援センター (TISC)

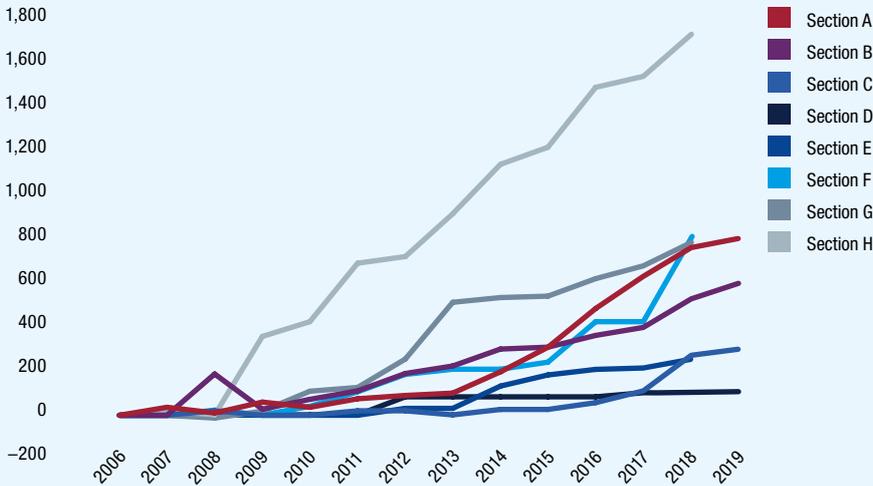
76. 国内及び地域ネットワーク 技術・イノベーション支援センター (TISC) は、受入機関の現地の利用者 (大学や調査機関など) に対し、技術情報へのアクセスを促進・支援し、関連するイノベーション支援サービスを提供しています。現在76の加盟国で国内TISCプロジェクトが進められており、昨年同時期の62カ国を上回っています。プロジェクトの制度化、運用、付加価値サービスを含む多様なサービスの提供を反映した持続可能基準の定義によれば、現在の国内ネットワークのうち、30が持続可能であると考えられています。次ページの表に示されているように、現在、世界中で642のTISCが様々なサービスを提供しており、昨年は世界中で70万件を超える問い合わせがありました。引き続き新しい要請を受けており、さらに18の加盟国が国内TISCネットワーク構築への支援を要請しています。2つの地域TISCネットワーク (ASEAN諸国、中米及びドミニカ共和国のCATI-CARDネットワーク) の拡大が続いており、国内イノベーション支援サービスの強みを共有・利用して地域内で支援を行っています。

77. TISC クリニック TISC クリニックは、検索サービス、ツール、プラットフォームから分析まで (下記を参照)、さらには、知財実用化、特許出願サービスに至るまで、様々なサービスを提供しています。後者については、適格な資金の乏しい発明家及び小規模企業に無償で法的支援を提供する発明家支援プログラム (IAP) と連携しています。TISCは、発明家又は発明が自国のIAPに参加する前に、国内の適格基準に従って発明家及び発明の審査を行うの

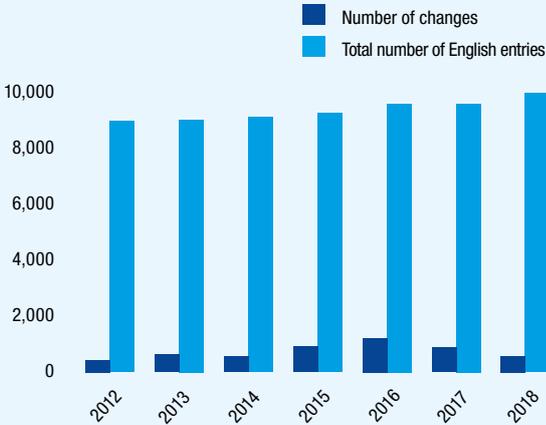
に重要な役割を果たしています。すでにIAPに参加しているコロンビア、モロッコ及びフィリピンでは、IAP内で合計43の請求を受け付け、昨年はエクアドルと南アフリカがこれに加わりました。

78. 特許分析 TISC クリニックでは、特許ランドスケープレポート (PLR) の作成のような、特許分析サービス及び関連する付加価値サービスも提供しています。TISCがこれらのサービスを提供するのに必要な技術を習得し強化するために、「特許分析のためのオープンソースとフリーツールに関するマニュアル (Manual on Open Source and Free Tools for Patent Analytics)」に基づき、特許分析の研修が昨年実施されました。また、オンラインのテストを導入して、品質保証と参加者のスキル評価の向上を図りました。初めてオープンソース・ツールのみを利用してASEAN地域で科学文献と特許文献をマッピングしたのが、海洋遺伝資源に関するPLRです。このPLRには海洋生物に関する独自の地理位置情報が含まれ、現在公開されています。検索可能なPLRデータベースは2017年5月に発表され、210を超えるPLRがオンラインで検索できます。一方、特許分析に関する作業は続いており、特許分析ハンドブック (Handbook on Patent Analytics) を作成中です。WIPOや他の組織が作成したPLRに対する関心は依然として高く、2017年6月から2018年6月にかけて、WIPOのPLRウェブサイトのユニークビュー数は1万5,700回、PLRのPDFファイルのダウンロード数は4万2,474回、「特許分析のためのオープンソースとフリーツールに関するマニュアル」のユニークビュー数は4万5,460回に上りました。

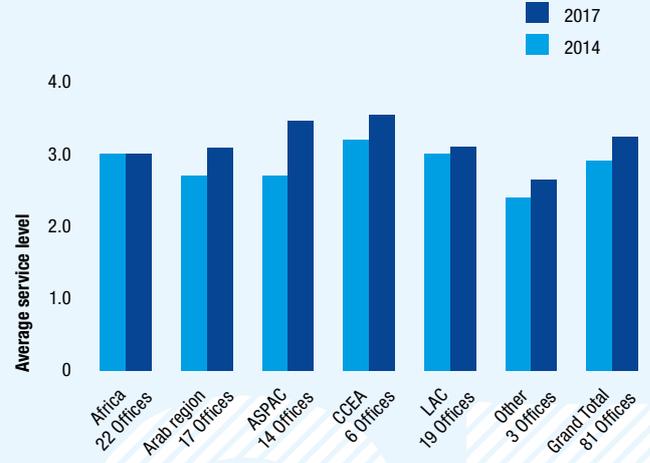
国際特許分類のセクション別の進展



ニース分類の進展



知財庁のサービスレベル、2014年と2017年の比較



提供するサービスの種類別の TISC の数

Total number of TISCs	642
Access to patent, scientific and technical databases	578
Assistance and advice in using databases	557
Search – State of the art	279
Search – Novelty, patentability	264
Assistance in licensing, tech transfer	266
Search – Freedom to operate, clearance	210
Search – Validity	209
Assistance in patent drafting	151
Assistance in commercialization	152

データで見る 1 年

財務状況

5,590 万スイスフラン
2016 ~ 2017 年の 2 年間の
黒字額

**4 億 1,350 万スイス
フラン**
2017 年の歳入総額

アドミニストレーション 及びマネジメント

250 日間
ジュネーブで開催された
会議日数

101 加盟国
に対するイベント

**訪問者数は
21,000 人**

人材

118 加盟国
から集まった職員

国際的な法的枠組み

WIPO が管理する条約に
28 カ国が新規加盟

マラケシュ 条約の
新規加盟は **10 カ国**
191 の加盟国

コミュニケーション

1 億 1,200 万回
WIPO ウェブサイトの閲覧数
631 件
世界知的所有権の日イベント
実施件数

134 カ国
世界知的所有権の日を
サポートする国

世界的情報ソース

127 カ国
グローバル・イノベーション・
インデックスの分析対象国数

132
統計調査に参加した知財庁の数

グローバル IP 制度

40 周年を迎えた
PCT 制度

116 カ国

マドリッド制度でカバー
される国

19,429 件

ハーグ出願意匠数

3,074 件

AMC に付託されたドメイン名
紛争件数

グローバル・インフ ラストラクチャー

7,000 万

PATENTSCOPE の
レコード数

**1 億 4,200 万
ワード**

PCT 文書翻訳

370 万人

WIPO LEX 利用者数

開発

10 周年を迎えた
開発アジェンダ

6 万 6,500 人

WIPO アカデミー
研修参加者数

642 の TISC

(技術・イノベーション支援
センター) が稼働

技術協力に関する
862 のイベント

官民パートナーシップ

76 言語

ABC のグローバル・ブック・
サービスで網羅された言語

131 件

WIPO Re:Search を通じた
研究協力

3,500 件

WIPO GREEN データベー
スへの登録

開発

79. WIPO 開発アジェンダの勧告 12 項に沿って、開発の取組みは当機関のプログラムの中心的な位置を占め、当機関全体として、プログラムを遂行するにあたり開発への配慮を行っています。開発協力活動は、以下を中心に、事務局内のあらゆるセクターにわたって行われています。

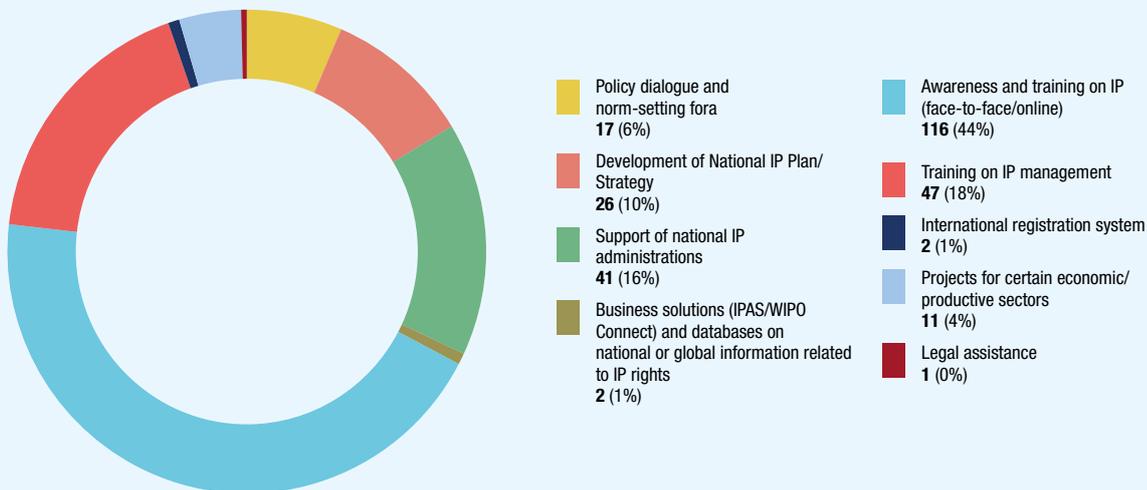
- － グローバル IP 制度。同制度の活用に関して、開発途上国、後発開発途上国 (LDC)、移行国（発展途上国から先進国への移行期にある諸国）のニーズに対し、特別のプログラムによる取組みが行われています（手数料の割引や能力開発を通じた利用を含みます）。
- － 特許、商標、意匠、地理的表示、著作権、知財尊重意識の醸成、及び中小企業 (SME) を担当する各部。要請のあった国に対して、法律制定及び政策に関する助言を行っています。
- － IPAS、TISC、WIPO コネクトを含むグローバル・インフラストラクチャー・センターにおける広範なプログラム。詳細は前述の通りです。
- － 経済分析・統計部により提供される、経済研究及び分析
- － 官民パートナーシップ

上記の他に開発セクターがあり、その中の地域局、LDC 部、アカデミー、著作権開発部、移行国・先進国内の移行国担当部署が、当機関の各種プログラムの調整、国家戦略の開発、能力開発に取り組んでいます。

技術支援

80. WIPO は、2017 年に開発途上国及び LDC のために 862 の技術協力に関するイベントを実施し、135 カ国以上が参加しました。そのうち開発セクターが 263 の活動を実施し、その大半（約 90%）が開発途上国で行われました。活動内容は、政府高官向けの知財アドミニストレーションに関する意識向上及び研修（44%）、権利者のための知財マネジメント（18%）、国家知財戦略の策定（10%）、政策対話に関するイベント（6%）、特定の経済セクター向けのプロジェクト（4%）でした。南南協力 (SSC) 活動に関しては、2016 年から 2017 年にかけて、290 万スイスフラン相当の 76 の活動を実施しました。内訳は WIPO の通常予算が 230 万スイスフラン、開発途上国から提供された信託基金が 56 万 6,000 スイスフランでした。

開発セクターの技術支援活動、2017年



国家知財戦略

81. WIPO は、開発途上国が国家知財戦略文書を作成するにあたり技術的な支援を引き続き行ったほか、具体的な行動計画の実施を改善するため、複数国の既存戦略のパフォーマンス評価を支援しました。ASEAN 地域では、同地域の行動計画の実施の進捗状況を測定するため、モニター及び評価の枠組みの構築に着手しました。開発協力計画は、タイ、スリランカ、パキスタンで策定されています。アラブ地域では知財庁の責任者が集まり、国家知財資産の利用と開発の改善によるイノベーションの推進という観点から、国家知財戦略の策定の重要性について議論しました。この地域会議は WIPO、アラブ連盟、エジプト知財庁、エジプト科学研究技術アカデミー（ASRT）により共同開催され、知財関連の課題におけるジェンダーの要素と、アラブ地域での女性のイノベーション促進の重要性に注目しました。アフリカ地域では、5 カ国が国家知財政策・戦略の策定、検証、実施に着手しました。この中でガンビア、ギニアビサウ、ルワンダの 3 カ国が知財政策又は知財戦略を検証しました。2017 年末までに、46 カ国が国家知財戦略及び開発計画を採用しており、そのうち 20 カ国が LDC でした。これは 2015 年に比べて 21% の増加です。国家知財戦略又は開発計画を導入している国の数は、2015 年に比べて 62% 増加しました（55 カ国で、うち 24 カ国は LDC）。

輸出の戦略的ツールとしての知財促進

82. ラテンアメリカ及びカリブ海地域では、輸出及び投資を振興する戦略的ツールとしての知財の利用促進を目指したイニシアティブを引き続き実施しました。この点について、WIPO は、知財庁と輸出投資振興機関（EIPA）との間の組織横断的なパートナーシップを推進し、ラテンアメリカ諸国における EIPA との組織横断的な連携の数は 2016 年の 5 から 2017 年には 16 へと大幅に増加しました。WIPO が管理する条約の促進及び利用の上で EIPA が重要なパートナーであることを認識し、WIPO は EIPA や知財庁とともに、国際競争力という観点での知財制度の利用や、WIPO が管理する国際登録制度の利点に関して、活動や議論に参加しました。

後発開発途上国（LDC）

83. 適切なテクノロジー 特許文書を利用した技術移転は LDC が恩恵を受けている分野です。各国の開発ニーズを特定し、科学技術情報を利用して各国の技術能力開発に取り組みます。エチオピア、ルワンダ、タンザニアでは、技術移転と技術能力開発の取組みが重要な成果を挙げ、6 項目の開発ニーズが特定され、6 つの技術レポートと 6 つの事業計画が作成されました。いずれも各国政府により農業分野で実施されています。具体的には、エチオピアにおける太陽光によるコーヒー豆の天日乾燥、タンザニアにおけるカラギーナンの半加工のための海藻採取、エチオピア、ルワンダ、タンザニアにおける魚の養殖による食料安全保障の確保と食の多様化、ルワンダにおける飲料水の蒸留による衛生改善です。

84. LDC 向けの特別研修 WIPO は、スウェーデン特許登録庁（PRV）及びスウェーデン国際開発協力庁（Sida）を通じてスウェーデン政府との協力関係を強化し、LDC の知財及び技術基盤について、プロジェクト・ベースの人材開発に関する研修プログラムを共同実施しました。WIPO 総会の前回の報告書以降、LDC の約 75 人の高官が 3 つの研修プログラムを受講しました。

WIPO アカデミー

85. 昨年 1 年間の WIPO アカデミーのコースへの参加者は過去最高となりました。2017 年は 6 万 6,000 人以上が参加し、2016 年を 20%、2015 年を 49% 上回る水準となっています。1998 年に同アカデミーが設立され、今年で 20 周年を迎えました。50 万人の参加者がコースを修了し、知財関連の人的能力開発という点で著しい効果を上げています。同アカデミーのコースは全世界で様々な言語で提供されていますが、特に開発途上国、LDC、移行国に重点を置いています。アカデミーの成果で特筆すべき点は、同アカデミーへの女性参加者の増加で、現在ではすべてのコースで男性より女性の登録者の方が多くなっています。

86. WIPO アカデミーでは、知財教育及び研修に対する需要の増加、専門化の高まり、知財のスキル及び知識を求める官民両セクターの専門家層の変化に対応するための革新的な方法を引き続き構築しました。昨年 1 年間に、新しい共同修士課程プログラムが策定され、専門化を求める声に応えています。1 つはポーランドのクラクフにあるヤギェウォ大学との共同プログラムで、知的財産と新技術に重点を置いています。もう 1 つはアルゼンチンのブエノスアイレスにあるサン・アンドレス大学の知的財産・イノベーション・プログラムです。

87. WIPO アカデミーによる特定カテゴリー向けの研修として、開発と知的財産に関する委員会（CDIP: Committee on Development and Intellectual Property）が承認した、司法研修機関のためのプロジェクトがあります。このプロジェクトでは、裁判官のための総合遠隔学習コース（プロジェクト参加国のニーズに合わせてカスタマイズされる予定）のほか、適格な研修生を対象とした裁判官のための継続教育が予定されています。カスタマイズ版の遠隔学習コースが増えていることから、WIPO アカデミーが加盟国の知財教育・研修ニーズにしっかり応えていることが分かります。アカデミーは加盟国による国内知財研修機関の設立も支援しており、WIPO の支援の下、加盟国のニーズに合わせて加盟国自身が研修を策定し実施できるようサポートしています。

88. 知財教育及び研修へのアクセシビリティは、昨年1年間も優先事項でした。その中心となるのがコースの質と妥当性の確保で、様々な言語でカスタマイズされたコースを提供すること、人工知能の可能性を利用するなど、最も効果的かつ効率的な方法でコースを提供するために必要な ICT インフラを継続的に開発することも必要です。後者に関しては、WIPO の先端技術利用センター（ATAC : Advanced Technology Applications Center）と協力して、デジタル・チューターの導入に関するフィージビリティ調査を行っています。

開発アジェンダ

89. 2017 年に WIPO 開発アジェンダは設立 10 周年を迎えました。現在までに 35 の開発アジェンダ・プロジェクトが承認され、34 のプロジェクトが実施されています。このうち 19 のプロジェクトは当機関の定期的な活動に組み込まれています。CDIP の要請に基づいて、持続可能な開発目標（SDGs）及び関連目標の実施に対する WIPO の貢献について初の報告が今年行われました。CDIP は、マンドートの第 3 の柱を実行するために、「知的財産と開発」について CDIP 内でアジェンダを設定することに合意しました。2017 年 5 月、技術支援への関心が続いていることから、「技術支援と能力開発：経験、ツール、手法の共有」に関するラウンドテーブルが開催されました。

90. 著作権分野では、著作権機関と CMO の関与を深め、戦略目標に直結し、焦点を絞った能力開発を行うための新しい戦略を策定しており、加盟国を支援して具体的な成果を上げることを目指しています。開発途上国及び LDC に対する著作権及び関連権分野における能力開発と技術支援は、著作権制度を社会、文化、経済開発により効果的に利用するために合理化されています。具体的な成果が期待されるサブリージョナル及び／又はリージョナルな戦略的開発行動計画がいくつか策定され、採用されており、WIPO は著作権機関と協力して計画の実施に取り組んでいます。

91. CMO の状況の変化をマッピングする詳細なベンチマーキング作業が行われており、すでにその結果を基に、より戦略的なアプローチを用いて CMO への支援を合理化しています。WIPO はまた、CMO 及びその他のステークホルダーと協力して、集中管理団体のための最良慣行ツールキット（Good Practice Toolkit for Collective Management Organizations）（CMO ツールキット）を開発しました。

92. 2017年11月のアフリカの出版業界及び同業界の教育・経済成長における役割に関するハイレベル地域会議（High Level Regional Conference on the Publishing Industry in Africa and its Role in Education and Economic Growth）で採択されたヤウンデ行動計画の成果の1つがパブリッシャーズ・サークル（Publishers Circle）です。この官民パートナーシップは、著作権の安定した法的枠組みに基づき、教育出版セクターにおける知識の移転、スキルの構築、専門職の基準の向上を促進するためのものです。WIPOは、この概念を推進し、パブリッシャーズ・サークル憲章をパートナー（出版社、著者、政府、非営利団体、国際機関、金融開発機関）に広めています。ステークホルダーは、実質的な成果に向けた具体的な措置と画期的な協力形態に参加する証として、同憲章に署名することが推奨されています。同憲章の原則を順守することにより、ステークホルダーは目標の実現に向けた最初の一步を踏み出すことになります。

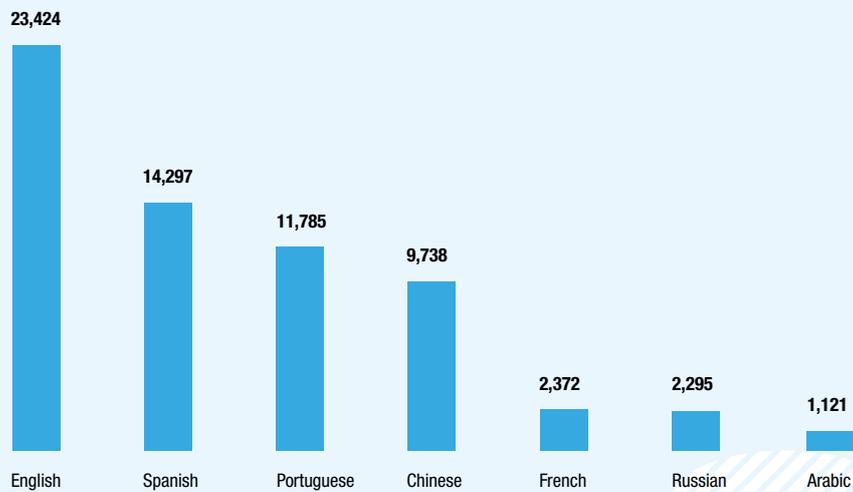
93. 特許制度へのアクセスを改善するために、2つの特別プログラムが策定されました。国内の発明家が特許制度を利用しない限り、バランスの取れた国際的な法的枠組みと、適切に策定された国内の特許法制のみでは、各国は具体的な恩恵を受けることができません。発明家が特許の申請をし、特許保護を受けることを支援するために、WIPOは特許出願書類の作成研修、発明家支援プログラム（IAP）などを実施しています。

94. IAPの目的は、開発途上国における資金の乏しい発明家や小規模企業に、無料の弁理士又は特許代理人を見つけることです。これには、本国及びPCTによる特定の法域内で特許権の保護を支援することが含まれます。IAPはコロンビア、エクアドル、モロッコ、フィリピン、南アフリカの5カ国で導入されています。80人を超える特許専門家がサービスの無料提供を申し出ています。これまでに、資金の乏しい発明家26人がIAPプログラムの恩恵を受けています。

WIPO アカデミーのコース参加者、2013～2017年



WIPO アカデミーのオンライン・コース参加者数（言語別）



知的財産 (IP) 統計

95. 知財を取り巻く世界の環境は急速に変化しています。最新の動向を把握するために、WIPO は多大なリソースを投入して、世界の知財活動に関する統計データを収集し、報告しています。こうした統計データは、イノベーションが生まれている場所や技術分野について、意思決定者に貴重な情報を提供します。また、世界の特許商標局の業務計画を支援します。WIPO は 2017 年に、知財統計に関する年次アンケートで、過去最高となる 132 の回答を得ました。加盟国が知財統計の提供に惜しみなく協力してくださっていることに感謝申し上げます。

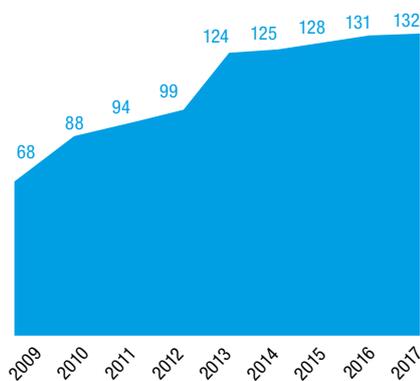
96. WIPO の統計データは、WIPO ウェブサイトの知財統計データセンターを通して無料で利用できます。統計に関する最新の傾向については、主要なレポートである「World Intellectual Property Indicators」やその簡略版の「知財ファクト&フィギュア (IP Facts and Figures)」で議論されています。PCT 制度、マドリッド制度及びハーグ制度の「年次報告書」では、WIPO の国際出願制度の主な統計上の動きを発表しています。

97. 2017 年及び 2018 年に、WIPO は知財関連統計の報告を 2 つの点で拡大しました。まず、2017 年版「World Intellectual Property Indicators」の中で、地理的表示 (GI) に関する統計を初めて発表しました。GI を保護する様々な方法を把握しようと新しい調査手法を用いることで、GI を管理する 54 の国及び地域の当局に関する統計データを提供することができました。収集した統計データがまだ完全ではないことは WIPO も認識しており、今後は関連当局と緊密に協力して、世界の GI 活動をより詳細に把握したいと考えています。

98. 2 つ目の取組みは、1 つのクリエイティブ産業に関するデータを体系的に収集することです。WIPO は国際出版協会 (IPA) と協力して、世界の出版活動について新しい調査を試験的に行いました。調査の対象は出版業界の主要な市場セグメントで、2016 年に出版されたタイトル数と出版活動による収入に関する統計データを集めました。35 の国内出版協会と著作権機関から回答を得て、世界の出版活動の全体像を明らかにする最初の一步を踏み出しました。今後の調査では、対象のさらなる拡大とデータ収集方法の統一に努めます。

99. PCT を利用して出願した女性発明家に関する WIPO の統計データにも、全世界から大きな関心が寄せられています。このデータは現在、WIPO の主要な統計報告書で定期的に更新され、発表されています。WIPO はこの分野の統計報告の拡大に取り組んでおり、女性デザイナーによるハーグ制度を利用した意匠の申請に関する新しい統計データを集めています。

年次統計調査に回答した知財庁の数

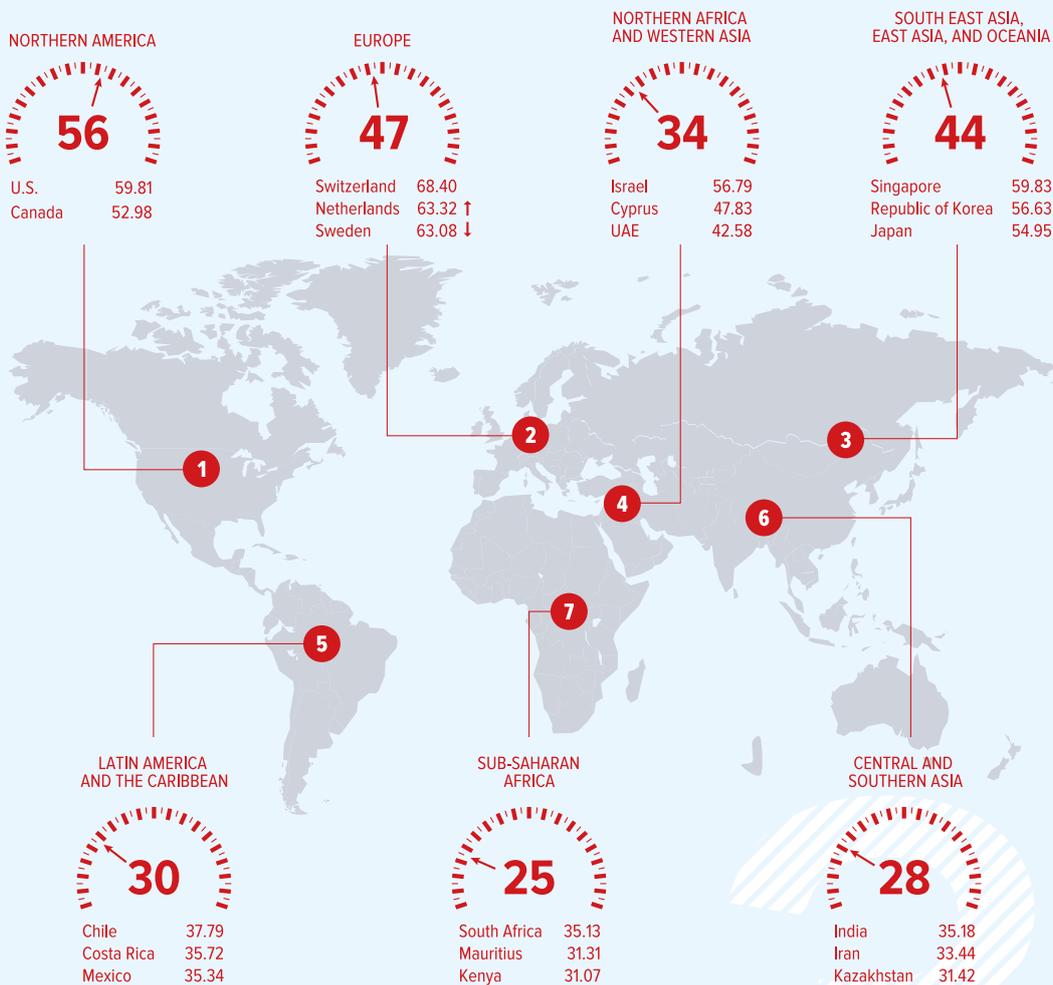




2018年のイノベーションにおけるグローバル・リーダーたち

グローバル・イノベーション・インデックスは、世界の130近い国及び地域におけるイノベーションのパフォーマンスを毎年ランク付けしています。

Top innovation regions by GII score



Innovation leaders by income group

HIGH INCOME (ABOVE \$12,236)	UPPER-MIDDLE INCOME (\$3,956–12,235)	LOWER-MIDDLE INCOME (\$1,006–3,955)	LOW INCOME (UNDER \$1,005)
Switzerland.....68.40	China.....53.06	Ukraine38.52 ↑	Tanzania.....28.07
Netherlands.....63.32 ↑	Malaysia.....43.16 ↑	Viet Nam37.94 ↓	Rwanda.....26.54
Sweden.....63.08 ↓	Bulgaria.....42.65 ↓	Moldova37.63 ★	Senegal.....26.53

Source: Global Innovation Index Database, Cornell, INSEAD, and WIPO.

Notes: Position movements are indicated by arrows (↑↓), new entrants by stars (★). Regional averages appear in the centre of the dial. Economies are classified according to the World Bank Income Group Classification (July 2017). Year-on-year GII rank changes are influenced by performance and methodological considerations; some data are incomplete.

グローバル・イノベーション・インデックス

100. グローバル・イノベーション・インデックス (GII) の発行は、夏の注目行事となりました。今年のGIIの発行は、2018年7月10日にニューヨークで行われました。この催しはGIIの共同発行者の1つであるコーネル大学とビジネス・スクールのINSEADとの共催により、ルーズベルト・アイランドに新たに完成したコーネル・テック・キャンパスで行われました。インド工業連盟、PwCのStrategy&、ブラジル全国工業連盟及びブラジル中小零細企業支援サービス機関が、引き続きGIIの開発における貴重な情報パートナーとなりました。

101. 127の国と地域におけるイノベーションのパフォーマンスのランキングは、GIIの主要な特色です。これまでの年と同様に、報道各社によって幅広く報道されました。さらに、多くの加盟国がこのランキングと関連ベンチマーク・ツールを、彼らのイノベーション政策アジェンダを推進及び改善する方法として利用してきました。2018年版のGIIでは、将来のエネルギーのニーズを満たすために新しいテクノロジーとビジネス・モデルが果たす役割を中心に、エネルギーセクターにおけるイノベーションをテーマとした考察を行いました。また、昨年のイノベーション・パフォーマンスの市/地域レベルでの補完的ランキング開発の取組みを拡大しました。特に特許及び科学出版物に関する「ビッグデータ」を利用して、世界における上位100の科学及びテクノロジー集中地域のランキングを特定し開発しました。

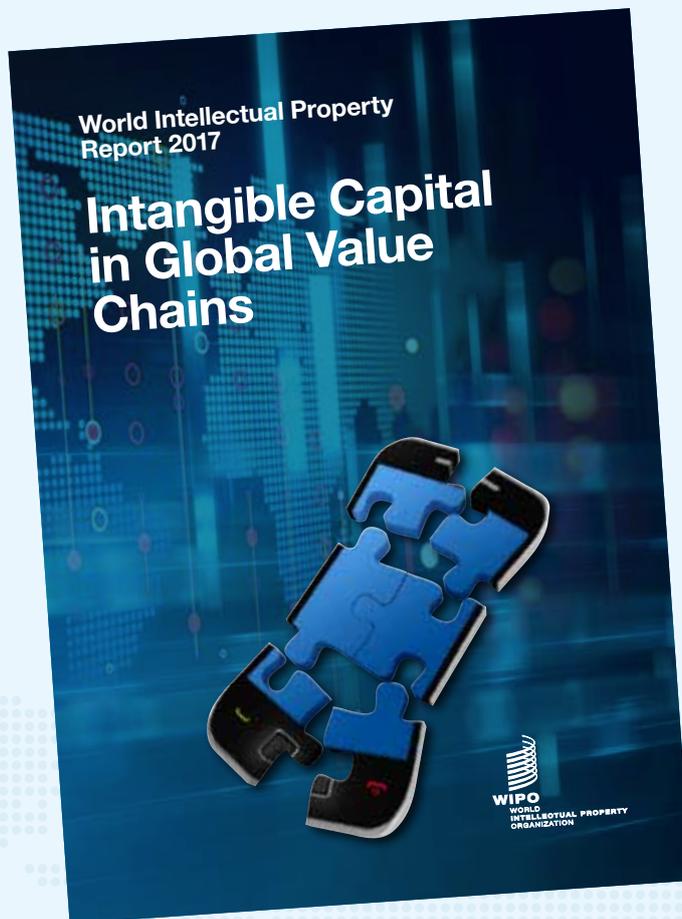
102. GIIによってWIPOは、経済成長におけるイノベーションの重要性に関する認識を高め、力強いイノベーション・エコシステムを育成するための最善の方法に関する議論を推進しています。イノベーションは知財の主要目的であり、したがってWIPOの使命の核となるものです。当機関は、イノベーションのための世界の主要なベンチマーク・ツールとしてGIIの地位を維持しさらに発展させる計画です。

World Intellectual Property Report 2017

103. 2017年11月にWIPOは、「グローバル・バリュー・チェーンにおける無形資本」をテーマとする2017年版「World Intellectual Property Report」を発行しました。World Intellectual Property Reportシリーズは、2年ごとに新しい報告書が発行され、知財が今日の市場経済で果たす役割に関する分析的考察の提供を目指しています。この最新の報告書は、製造業のグローバル・バリュー・チェーンにおける無形資本の価値の推計値を史上初めて提供したことで、画期的なものとなりました。具体的には、これらの推計値によって、その多くが知財によって保護されている無形資本が全世界で製造され販売されている製品の約3分の1を占めていることが判明しました。この割合は、伝統的な固定資本によるものの2倍です。

104. 2017年の報告書はまた、太陽電池パネル、スマートフォン及びコーヒーという、3つの個別のバリュー・チェーンについても詳細な事例研究を行いました。これらの事例研究では、様々な消費財の背景には様々な無形資産の組み合わせがあることを浮き彫りにし、イノベーションとブランディングへの投資からリターンを生むために知財が果たす役割に関する明確な考察を提供しています。また、発展途上国が無形資本に投資することによって、グローバル・バリュー・チェーンにうまく統合する方法についても検証しています。

105. 知財は多様化する経済活動に浸透しているため、World Intellectual Property Reportシリーズは、政策立案者に世界の知財システムの進化について議論するための分析的背景を提供しています。当機関はこのシリーズを継続する予定であり、2019年版のテーマを選定中です。



World Intellectual Property Report 2017

無形資産は、
コーヒー市場
において新たな
機会を手に入れ
るための鍵である

#WIPR17

農業経営者は高品質のコーヒーを売
ることで収入を増やすことができる。
つまり、農場を改良し、ブランディ
ングに投資することである。

Roaster sales prices

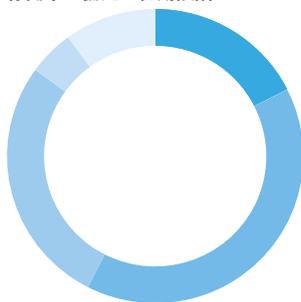


Export prices

官民パートナーシップ

WIPO Re:Search の協定関係

稼働中の協定の初期段階



- Basic research/discovery 7
- Screening for repurposing 16
- Hit identification 11
- Hit to lead optimization 2
- Preclinical 4

出所：BVGH

WIPO Re:Search

106. WIPO Re:Search は、顧みられない熱帯病（NTD）、マラリア及び結核（TB）のための研究と開発（R&D）を促進するために知的財産を結集しています。2018年6月現在、40カ国から136の団体が加盟しており、131の協定が実現し、40の協定が稼働中であり、そして進行中の9つ協定は、次の段階である開発パイプラインに到達しています。WIPO Re:SearchのメンバーやNTD、TB及びマラリアの研究者へのサービスレベルを引き続き向上させるため、新たに双方向オンラインの「リソース・プラットフォーム」が2018年に完成しました。

107. 5月には、WIPO Re:Searchが推進した、MSD（カナダ及び米国ではメルク・アンド・カンパニー）とオーストラリアのWalter and Eliza Hall Institute of Medical Research（WEHI）との間の、アルテミシニン耐性マラリアの増大する脅威と闘うための代替的抗マラリア薬治療の開発を目的とする協力に対して、ウェルカム・トラストからSeeding Drug Discovery Early Stage Fundingの助成金390万米ドルが贈られました。

108. オーストラリア政府による新たな信託基金（FIT）の助成金を利用して、WIPO Re:Searchとそのパートナーシップ・ハブ・アドミニストレーターであるバイオベンチャーズ・フォー・グローバルヘルス（BVGH）は、開発途上国や後発開発途上国（LDC）の科学者のために、オーストラリアや米国の先端的な研究所における3カ月から1年間の特別研究休暇を提供し続けています。研究奨励金の大部分は、マラリアの耐性菌のR&Dに集中してきました。前フェローであるガーナのGertrude Kyere-DaviesとChristian Agyare博士は最近、受入機関だったカリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者とともに、住血吸虫症に関連した研究に関する論文を査読誌であるJournal of Parasitology Researchに発表しました。

アクセシブル・ブック・コンソーシアム

109. アクセシブル・ブック・コンソーシアム（ABC）は昨年1年間に大きく進化し、マラケシュ条約のより実質的な利益を受益者に提供しました。ABCグローバル・ブック・サービスには現在43の認定機関が参加しています（昨年比72%増加）。ABCの設立以来、グローバル・ブック・サービス経由で23万3,000件の作品を、プリント・ディスアビリティのある人々がアクセシブルな形式で利用できるようになりました。サービスの使用量は過去1年間に41%増加しています。2018年12月までに8,000タイトル近い教育書籍が開発途上国やLDCの各国の言語で製作される予定です。これはABCが過去5年間に12カ国で実施した、最新のアクセシブルな書籍の製作技術に関する訓練と技術支援の成果です。

WIPO Re:Search の新規加盟団体 (2016年6月～ 2017年6月)

出所：BVGH



オーストラリアのFIT の資金提供による第2 回 WIPO Re:Search 研究奨励金制度の概要

● Trainee institutes

- EIMB Eijkman Institute for Molecular Biology
- icddr,b International Centre for Diarrhoeal Disease Research, Bangladesh
- IPM Institut Pasteur de Madagascar
- ITB Institute Teknologi Bandung
- KEMRI Kenya Medical Research Institute
- NIMR National Institute for Medical Research

● Host institutes

- GRIDD Griffith Institute for Drug Discovery
- MU Monash University
- UM University of Melbourne
- WEHI Walter and Eliza Hall Institute of Medical Research

出所：BVGH

110. ABC は、「最初からアクセシブルな」書籍出版の推進を強化し、フランスのアシェット・リーブルとインドの DAISY コンソーシアムに、2018 年の ABC International Excellence Award for Accessible Publishing を授与しました。

111. マラケシュ条約の採択と実施は、ABC がそのサービスを迅速に拡大できるか否かに直接的に影響します。2018 年 10 月には欧州連合によるマラケシュ条約の実施が予定されており、ABC は間もなく、27 万タイトルを超える書籍を、著作権所有者の許可を求めることなく、国境を越えて提供できるようになります。

WIPO GREEN

112. WIPO GREEN は、特に開発途上国における環境保全技術のイノベーションと普及を推進するためのグローバル市場です。WIPO GREEN は急速な成長を続けており、2018 年 5 月現在で、170 カ国に 7,000 のネットワーク・ユーザーを持ち、パートナー数は 84 となり、3,500 の環境保全技術、ニーズ及び専門知識がデータベースに登録され、結び付きを支援した件数は 400 件を超えました。

113. 2017 年末現在での WIPO GREEN の推進による大きな成果は、初めてケニアに焦点を合わせた 2 つの取引の結実でした。Cubo と Susteq の 2 社は、支払回収統合システムを利用して、安全で利用しやすい飲用水の恩恵をケニアの村々に住む 1,000 人に届ける予定です。また Kwale Water and Sewerage と Swissquest は、協力してケニア全土の多くの場所でプリペイド式の水道メーターを提供しました。

114. 2018 年 5 月、新パートナーの富士通は、革新的で持続可能な 200 を超える技術を WIPO GREEN のデータベースに提供しました。その他の最近の注目すべき成果としては、米国連邦政府研究機関技術移転コンソーシアムとのデータ共有協定、カナダ知的財産庁との覚書などがあります。オーストラリア政府からの FIT 助成金を利用して東南アジアにおける空気、農業、エネルギー及び水へのニーズに対する持続可能なソリューションに関するプロジェクトを開始するなど、WIPO GREEN は 2018 年も仲介活動を継続しました。2018 年末までに WIPO GREEN のための中期（5 年間）戦略計画を策定し、取組みの将来の方向性と目標を示す予定です。

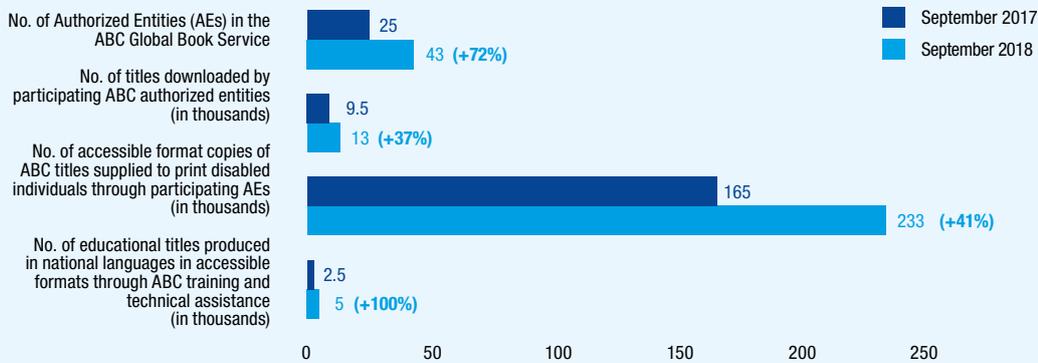
(ARDI) Access to Research for Development and Innovation

115. ARDI プログラムは、開発途上国や後発開発途上国に科学技術刊行物を無償あるいはわずかなコストで提供することを目指しています。ARDI プログラムにおけるアクセシブルなコンテンツの量は増加し続けており、主に基礎・応用科学分野の査読誌、電子書籍及び参考文献の数はほぼ 3 万点に達しています。登録機関ユーザーの数も引き続き大きく増加しており、現在の登録機関数は 1,100 を超えています。ARDI は、国連機関によって運営される他の 4 つのプログラムから構成される「命の探求 (Research4Life)」パートナーシップにも参加しています。同パートナーシップ全体で、115 を超える低・中所得国の 8,500 を超える機関の研究者に対し、保健、農業、環境及び応用科学分野の 85,000 に及ぶ主要刊行物や書籍へのアクセスを、無償あるいはわずかなコストで提供しています。過去 1 年間のログイン数が示す通り、ARDI の利用は堅調に増加し続けています。

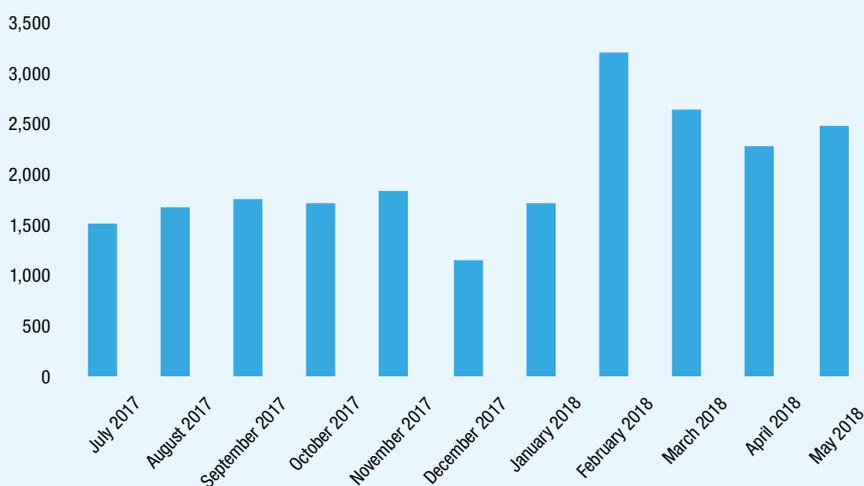
(ASPI) Access to Specialized Patent Information

116. ASPI (Access to Specialized Patent Information) を利用して商業特許データベースに無償あるいはわずかなコストでアクセスしている機関の数は、実際の利用者数でみると 51 とほぼ一定しています。実際に利用している 6 つの機関が更新未済（当該機関の対応待ち）のためこの数字には含まれていませんが、今年中には解決する見込みです。ASPI への参加を希望する機関数は 128 登録機関まで増加し、プログラムへの関心の高さを示しています。ASPI への商業特許データベース提供者の数は 2018 年始めまでに 8 まで増加し、プログラムの潜在的受益者が選択できるサービスの範囲が拡大しました。

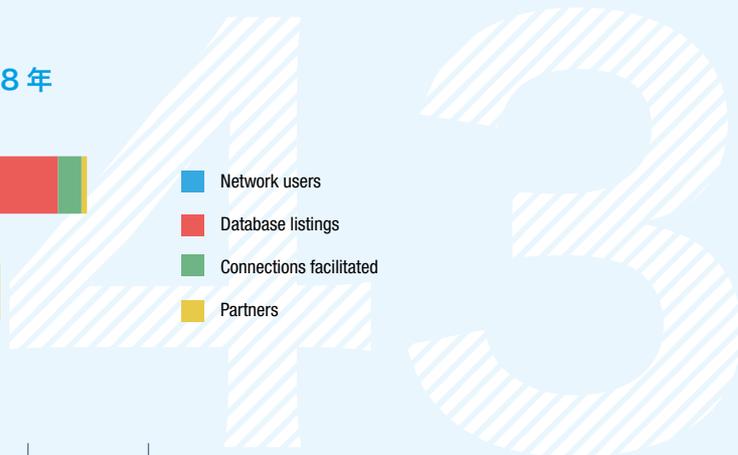
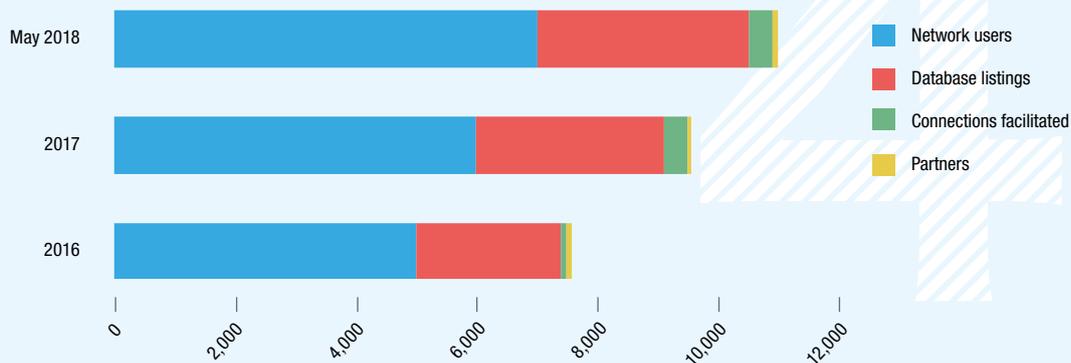
アクセシブル・ブック・コンソーシアムの指標



ARDI ログイン数、2017～2018年



WIPO GREEN プラットフォームの拡大、2016～2018年



外部事務所

117. アルジェリアとナイジェリアに外部事務所を新設する 2016 年の加盟国の決定に従い、WIPO の調整委員会は 2017 年の会合で、新しい事務所のための受入国の合意事項 (Host Country Agreements) を承認しました。これらの合意事項は、国際基準に従って WIPO の職員や施設に拡大適用される特権や免責事項を定義するものであり、事務所開設の必要条件です。同時に事務局は、アルジェー及びアブジャにおいて WIPO の業務上の要件やセキュリティ面での国連システムの基準を満たせる施設を特定するため、アルジェリアとナイジェリア両政府と集中的に協議してきました。協議は進展しており、今も継続中です。並行して両事務所の所長の選考は終了し、事務所が開設され次第、最終決定します。事務局は、これらの新事務所を可能な限り早期に開設し、アフリカの地に当機関初のプレゼンスを確立できるよう引き続き全力を傾けています。

118. リオデジャネイロ (ブラジルを管轄)、北京 (中国を管轄)、東京 (日本を管轄)、モスクワ (ロシア連邦を管轄)、及びシンガポール (東南アジア諸国連合 (ASEAN) を管轄) にある外部事務所の既存のネットワークは、この 1 年を通じて当機関のために引き続き目覚ましい成果を上げました。WIPO のブラジル事務所 (WBO) は、ブラジル政府のマドリッド協定議定書への加入に向けた動きに対して支援を続けました。WBO は、同国の知的財産権保有者にとってのマドリッド制度の利点を説明するため、ステークホルダーと集中的に協議しました。WIPO の中国事務所 (WOC) は、引き続き政府当局や全国のビジネス及びステークホルダー団体との関与を拡大・強化し、WIPO のグローバル IP サービスを支援することで、PCT 及びマドリッド制度に基づく申請件数が報告対象期間中に大きく増加することに寄与しました。さらに WOC は、中国のハーグ協定への加盟を積極的に支援しました。具体的には、同国での WIPO の調停及び裁判外紛争処理手段サービスの利用推進、WIPO と中国司法当局との協力強化、及び WIPO と中国規制当局とのデータ交換の拡大などです。WIPO の日本事務所 (WJO) は、WIPO のグローバル IP サービスの利用者及び潜在的な利用者に届くアプローチの開発と精緻化に注力し、そのプロモーション活動を大幅に強化しました。WJO は多数の企業を直接訪問し、専門的知識を持つコンサルタントを活用し、質問に対応するためにヘルプデスク機能を運営し、さ



写真：富士通



写真：WIPO / Yuhua Deng

らにサービスに関する対象を絞った情報やアドバイスを日本語で提供することにより、日本政府やステークホルダー団体との関与を強化しました。これらの努力によって、日本からのPCTやマドリッド及びハーグ制度に基づく申請件数は大きく増加しました。WJOはまた、WIPOの複数のステークホルダー・プラットフォームのプロモーションにかなりの精力を注ぎました。中でもWIPO GREENについては、日本企業による登録技術数が、2017年9月の52件から2018年6月では284件まで増加しました。ロシア連邦のWIPO事務所(WRO)は、ハーグ協定及びマラケシュ条約への加盟に向けて手続きを進めるロシア連邦政府にアドバイスと支援を提供しました。その結果、ロシア連邦は、今年2月及び5月にそれぞれへの加盟を果たしました。WROはまた、WIPOのグローバルIPサービスのプロモーションに集中的に取り組み、PCT及びマドリッド制度双方における増加に貢献しました。WIPOのシンガポール事務所(WSO)は、ASEAN諸国のためのWIPOサービス・センターとして、同地域の民間ステークホルダーへの当機関のサービス、プラットフォーム及びツールのプロモーションに注力しました。その中でWSOは、本部の職員と協力しながら、マドリッド協定議定書にまだ加入していないASEAN諸国の取組みを支援しました。民間セクターにマドリッド制度の利点に関する情報を提供することにより、タイ及びインドネシアが、それぞれ2017年11月及び2018年1月に加盟することに貢献しました。現在、ASEAN 10カ国のうち8カ国がマドリッド制度に加盟しており、マレーシアは今年末までの加盟を示唆しています。さらにWSOは、各ASEAN加盟国の全国商工会議所とのパートナーシップなどにより、ASEAN全体における民間セクターとの協力の拡大及び発展を継続しました。

119. 今後は、アルジェリアとナイジェリアにおける新しい外部事務所が可能な限り早期に業務を開始して、それらの担当地域においてイノベーション、独創性及び健全な生活に貢献できるようにすることが、事務局の優先事項です。同時に、これらの新しい事務所を当機関のシステムとプロセスに完全に統合し、Guiding Principles Regarding WIPO External Offices (WIPO 外部事務所に関する指針)に沿った新しい外部事務所開設に関する、これらの総会における加盟国のすべての決定を可能な限り迅速に実現することが極めて重要になります。

コミュニケーション

120. 広報部は、多くの様々なプログラム、活動及びチャンネルを通じて、WIPO のステークホルダーや一般の人々とコンタクトしています。昨年、WIPO のメッセージとコンテンツに対するエンゲージメントが大きく増加し、非常に活発な年となりました。

121. 加盟国の情報に対するニーズが、引き続きコミュニケーションの主要な重点課題です。モバイルアプリの「WIPO Delegate」は、加盟国のために開発され、2017 年の第 4 四半期にリリースされました。このアプリにより、WIPO の会合、重要文書及び最新のニュースに関するタイムリーな情報に容易にアクセスできるようになりました。

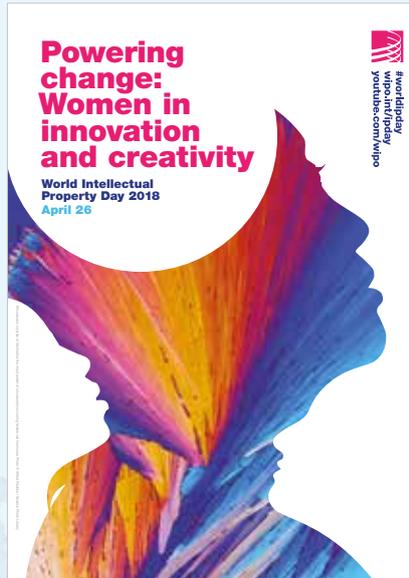
122. WIPO の電子ニュースレターの配信プラットフォームは、特定のトピックを扱う 22 のニュースレターを複数の言語で購読者に提供し、一般的な知識から PCT 制度の動向まで幅広くカバーしています。これによってステークホルダーは、WIPO の規範業務及び WIPO の知財サービスの詳細な情報や動向を常に効率的に知ることができます。前回の総会以降、本プラットフォームにより 920 のニュースレターが発信され、購読者によって 150 万回超開封され、WIPO ウェブサイト上の別のコンテンツが約 28 万回クリックされました。

123. 分野横断的なニュースレター「WIPO Wire」は、WIPO のニュース、特集記事、ビデオ・クリップ及びリソース・ヒントをまとめて 6 つの国連公用語により隔週で伝えています。2015 年半ばに立ち上げられた、最も重要なニュースレターである「WIPO Wire」は、すべての言語を合わせると現在 170 カ国以上で約 1 万 6,000 名が購読しています。

124. 今年 18 回目を迎えた「世界知的所有権の日」(World IP Day) は、知財の価値を世界に広めるために、加盟国、その知財庁及び市民社会と協力するための重要な手段となっています。「世界知的所有権の日」キャンペーンは、知財のドメインを、一般の人々にとってより使いやすく、かつ分かりやすいものにすることに重点を置いています。

125. 「変革の推進：イノベーションと創造において活躍する女性」をテーマに開催された 2018 年の「世界知的所有権の日」の活動には、加盟国の知財庁、学校及び機関などによる熱烈的な参加がありました。2017 年よりも 25.5% 多い 631 件のイベントが 134 カ国で実施されました (2017 年は 124 カ国でした)。今年のキャンペーンへの一般からの参加は再び過去最高を記録しました。約 60 万名の人々が Facebook 経由で参加し、ウェブページの閲覧数は 10 万回を超え、アラビア語、英語及びスペイン語のウェブリソースに関しては過去最高となりました。Twitter による参加は 13,815 件に上り、58% 増加しました。LinkedIn の「世界知的所有権の日」のコンテンツは 11 万を超えるインプレッション数を記録しました。WIPO はまた、「世界知的所有権の日」に合わせて、PCT の発明家リストに記載されている女性発明家の数に関する新しい統計を公表し、世界中で多くの報道機関の関心を集めました。





世界知的所有権の日を祝った国及びイベントの数



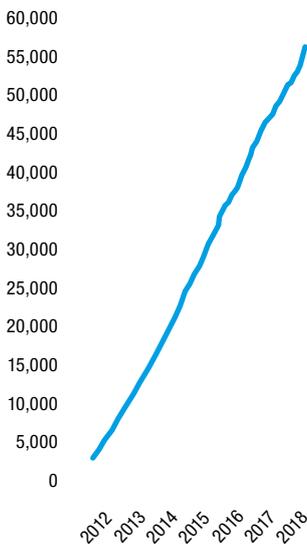
126. WIPO の普及活動を目的とした出版物の中でも最も重要な WIPO マガジン (WIPO Magazine) は、年に 6 回、英語、フランス語及びスペイン語で発行されます。カサブランカで開かれた女性、イノベーション及び農業をテーマとする WIPO 会議に合わせて、同テーマによる臨時的特別版も英語及びフランス語で出版しました。

127. WIPO はオーディエンスに情報を届けるため、様々なデジタル及びソーシャル・プラットフォームを利用しています。WIPO ウェブサイト、Twitter、Facebook、YouTube 及び Flickr などです。広報部は、WIPO の成果とサービスの認知度向上と宣伝のために総合的マーケティング・キャンペーンとマルチフォーマットのコンテンツを活用して、これらのチャンネルをますます成功させました。WIPO ウェブサイトの閲覧数は 1 億 1,230 万回でした。「協力」及び「WIPO アカデミー」のページなどウェブサイトのいくつかのエリアでは、コンテンツの更新やナビゲーションの向上による改良が行われました。また、金融、人工知能と知財、技術支援、南アフリカでの「知財尊重意識の醸成」会議、及び裁判官フォーラムなどの、関心のある話題への対応あるいはキャンペーンや会議のプロモーションを目的とした新たなページを作成しました。

128. WIPO は、「伝統的知識」と「WIPO アカデミー」の新規製作に革新的なビジュアルデザインを使用するなど、コミュニケーションのチャンネルとして、ビデオを引き続き活用しました。また、「グローバル・イノベーション・インデックス (Global Innovation Index)」及び「World Intellectual Property Indicators」の発行も継続しました。

129. Twitter では、5 万 5,800 人のフォロワーが WIPO のメッセージに対して非常に高いエンゲージメント率を示していて、2017 年 10 月 1 日以降、インプレッションは約 840 万回、リツイートは 2 万 2,600 回、「いいね」は 2 万 9,900 回に上っています。

@WIPO の Twitter フォロワー数、2012～2018 年



130. WIPO の Flickr サイトは引き続き WIPO のイベントやステークホルダーに関する広範囲の写真を提供し続け、過去 1 年間で新たに 140 万回超表示され、これまでの表示回数は 720 万回を超えました。

131. 前回の総会以降の 1 年間で、WIPO の YouTube チャンネル上の WIPO のビデオは 250 万回再生されました。当チャンネル上の WIPO のビデオのこれまでの再生回数は 1,500 万回を超えました。これら 2 つの成果は、前回の総会以降、約 110 の新しいビデオを着実に取り入れてきた結果です。

132. WIPO は、報道機関を通じて世界各地の一般の人々、ビジネス・イノベーター、政策スタッフ、政府指導者及び他のステークホルダーとコンタクトし、WIPO と今日の世界における知財の重要性について、これらステークホルダーの認識を深めています。前回の総会以降登録された 5 万 9,000 回を超えるメディアによるヒットのうち、98% が肯定的あるいは中立でした (出所: Meltwater Metrics)。広報部は、当機関の年間で最も重要な調査及び統計出版物である「World Intellectual Property Indicators 2017」、「World Intellectual Property Report 2017」、および「Global Innovation Index 2018」に対して、データ可視化、アニメーション GIF、インフォグラフィック、モーションデザイン及びオンライン・ダイナミック・チャートによる、編集及びデザイン面での新たなレベルの支援を行いました。これらは WIPO のソーシャルメディアやデジタル・チャンネルで使用されています。これらの主要報告書の発行や年次グローバル知財サービス・データの公表に加えて



他のニュース・イベントが報道されたことにより、AP 通信社（AP）、ロイター通信社、フランス通信社（AFP）、BBC テレビ、フィナンシャル・タイムズ、新華社通信、中国人民日報、インドのエコノミック・タイムズ、日本の朝日新聞、フランスのル・フィガロ、ワシントン・ポストなど多数の報道機関によるものを含め、世界中のマスコミで大きく報道されました。

133. WIPO のオンライン・プラットフォームによって、利用者は 1,637 件を超える WIPO の出版物及び情報に含まれる知識を検索し、利用することができます。前回の総会以降、これらの参考文献は 42 万 4,000 回超閲覧されています。WIPO の出版物はすべてオンラインで無料ダウンロードすることができ、オンデマンド印刷サービスを利用してハードコピーを購入することもできます。新たに 4 つの寄託図書館が設立され、WIPO の主要出版物すべてを収納した国立図書館の数は 120 となりました。

134. WIPO は 2016 年 10 月にオープン・アクセス・ポリシーを採択しました。これによりオンライン・ユーザーは、WIPO のコンテンツを許可なく複製、配布又は改作できるようになりました。それ以降、当機関はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づき 455 件の出版物をリリースしています。

135. WIPO は視覚障害者のためのアクセシブルな出版物への取組みを継続しました。WIPO の職員 40 名とその他の政府間組織の職員 6 名が、アクセシブルな出版物及び文献の作成のための研修に参加しました。41 件の出版物がアクセシブルなフォーマットで発行されました。さらに WIPO は現在、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティを持つ人のための会議資料作成ワークフローを、活動の中心に据えようとしています。

管理部門のサポート・サービス

136. 当機関の業務の中で最も目立つわけでもなければ華やかでもありませんが、様々な管理部門のサポート・サービスは、当機関で最も重要な業務に数えられます。そのおかげで、当機関は効率的でコスト効率が良く質の高い機能を確実に発揮できるのです。

137. 出張は国際機関の日々の活動にとって必須のものです。3年間連続して旅費を削減した後、2017年の平均旅費は横ばいでした。我々は交渉と手続きの変更に着手しており、2018年には大幅な削減が見込まれています。

138. 内部のスキルを補完するために外部の専門知識を利用することが増えているため、当機関の運営における調達的重要性は引き続き増大しています。2017年に、2017年総会で承認された調達管理体制の見直しを行う部門横断的な作業部会が作られました。その結果、体制が強化され、調達にかかる時間も削減される見込みとなりました。また2017年には供給業者認可方針とそのための手続きマニュアルも作成しました。

旅費、2014～2017年

Year	Average service fee (CHF)	Average ticket fare (CHF)	Total travel expenditure (CHF millions)
2014	119	1,598	20.3
2015	95	1,481	21.4
2016	92	1,315	18.6
2017	94	1,333	20.3

139. 調達手続きをより迅速化して調達に要する時間を削減するため、2017年に調達セクションはWIPOの総支出（1億1,319万7,128スイスフラン）の40%超の調達をカバーする53件の長期契約（LTA）を締結しました。LTAの利用によって提案書の長いプロセスを繰り返す必要がなくなるため、WIPOは商品及びサービスの調達を効率化できます。

140. 2017年の供給業者との交渉による削減額は約500万スイスフランに達しました。WIPOの105社の戦略上重要な供給業者のうち86%が少なくとも1回は供給業者実績評価の対象となりました(2016年は52%)。迅速さと調達時間の削減に関しては、LTA数の増加に加えて、他の機関との協力が総支出額の6.7%を占めていることに注目すべきです。全体としては、協力あるいは競争プロセスが我々の購入品の大部分に適用されており、別の手続きによるものは支出額のわずか2.8%に過ぎません。この割合は昨年と比べて減少しています。

141. WIPOキャンパスでは、当機関の資本基本計画に基づき、WIPOプリントショップ及び文書配布エリアの床から天井までの改修に無事着手しました。この大規模なプロジェクトによって、大幅な業務効率化、印刷物の品質向上及びプリントショップのスタッフにとってより良くより衛生的な労働条件を実現できます。

142. 当機関は多言語主義に全力で取り組んでおり、そのコミットメントを果たしてきた実績に誇りを持っています。我々の多言語主義方針にのっとり使用言語を拡大するために加盟国によって採択され、5年間にわたって段階的に実施されてきたWIPOにおける言語ポリシーは、2017年末までに無事達成され、コスト効率の高い方法で、時宜にかなった質の高い翻訳が提供されています。効率性、生産性及び品質をさらに向上させるため、WIPO翻訳のニューラル機械翻訳ツールを含む翻訳技術の有効性を最大化する努力が事務局によって続けられました。

143. 職員、情報及び物的資産のセキュリティは引き続き我々の重点課題です。前回の総会以降、WIPOは、リスクレベルに応じて当機関の情報を分類及び保護するために、「情報分類及びハンドリング・ポリシー」を制定しました。情報セキュリティの脅威に対する職員の意識向上の取組みも引き続き行っており、悪意のある行為を検知して適切に対応できるよう職員を訓練することを目的とした模擬フィッシング・キャンペーンを複数回実施し、さらに「生ハッキング」の実演を呼び物にした「情報セキュリティ啓発週間」を実施しました。

144. WIPOのグローバル知財制度及び調停仲裁センターに関する国際情報セキュリティ認証(ISO/IEC 27001)は、5年目も問題なく維持され、認証の範囲は、「採用から退職まで」(人材)及び「調達から支払まで」(調達)プロセスまで拡大しました。また、すべてのWIPOシステムに対するサイバー攻撃やその脆弱性を24時間週7日間監視する情報セキュリティ・オペレーション・センター(ISOC)を設置したことにより、万一攻撃があってもより迅速に対応することが可能になり、情報セキュリティ態勢は格段に強化されました。さらに、いくつかの分野横断的で再利用可能なセキュリティ・アーキテクチャーが開発されたことにより、WIPOはクラウドを導入し、安全な認証メカニズムを使用することが可能になりました。

145. 欧州におけるセキュリティ脅威環境の変化に対応し、国連の要求及びスイス法に適合する徹底した対応が求められる本部に、武装警備を導入しました。さらに他の周辺警備強化や手続きの改善もあり、2万1,000名を超えるゲストを迎えたジュネーブでの104回のイベントを、大きな事件もなく無事成功裏に開催できました。2017年に、セキュリティ脅威/リスク・サービスは、外部事務所、外部でのイベント及び会議で任務を遂行する3,377名の職員及び非正規職員を支援しました。またWIPOは、中期戦略計画と連携した長期戦略的セキュリティ計画を策定しました。計画では、業務上のどのようなセキュリティ・リスクにも対処できるように、対応や適応よりも防止、準備及び回復力に重点を置いています。この戦略により、WIPOは国連安全管理システム(UNSMS)の必須条件を満たすことができ、またISO 31000のような民間のセキュリティ標準を満たすことにもなります。この戦略は、動的インシデント管理(DIM)能力(例えば、暴力的な抗議行動やWIPOのビルへの攻撃のような進行中の脅威への迅速な対応)の開発、セキュリティ及びリスク管理のすべてのセクターの日常業務への慣行としての組み込み、またWIPOにおけるセキュリティ文化の醸成などの重要な分野に重点を置きます。最後に、「セーフティ及びセキュリティに関する注意義務」に関する作業部会は、職員及び非正規職員に対するWIPOの注意義務適用を勧告する報告書をまとめました。

146. これまで以上に複雑化したサイバー攻撃や、暴力的な過激主義による世界的な反政府活動を特徴とする、絶えず変化する世界の脅威環境を背景に、WIPOは、活発に業務を行う中で無事に運営するために、引き続き警戒を怠らず、最新のセキュリティ・リスク管理手段への投資を継続しなければなりません。

147. 我々の会議サービスは、加盟国間の対話と理解のためのフォーラムを提供する当機関の能力の要であり続けます。



More than 100 Member State events were hosted by WIPO over the year.



写真：WIPO / Berrod



写真：WIPO / Berrod

会議及び一般サービス

サービス、効率化、持続可能性

- 98% delegate satisfaction rate with WIPO conference services
- 79% documents published in 6 languages 4 weeks+ before Committee meetings
- 6,800 delegates registered for 250 conference days in 2017
- 325 m² office space released by streamlining printshop, equipment and operations
- 21% decrease in paper mailing in 4 years
- 38% reduction in printed pages of conference documents in 2017

人材

148. 激しい競争、加速する技術革新、そして急速な環境変化の時代にあって、WIPO はこれまで以上に職員を活用し、その力を最大限に引き出さなければなりません。当機関の人的資源である職員は当機関のサービスを提供する責任を負っており、また当機関の成長に対して最大の貢献をしています。WIPO の労働力の中核を成す正規職員は、当機関の最も価値ある資産です。そのニーズは、WIPO が時代の変化とともに必ず直面する困難を克服するための体制を確保し、未来へ進むための戦略に対応していなければなりません。

149. 長らく課題となっていた勤務年数の長い臨時職員（LSTE）の問題が、2017年に解決したことを喜んでご報告します。2010年に、加盟国は継続的な任務の正規職員化をまずLSTEから行うためのプログラムを承認しました。このプログラムによって、2012年以降の5年間に通常予算の下で156のポストが生まれました。加盟国によって承認された156ポストのうち、84のポストがLSTEの正規職員化に当てられ、72のポストは組織設計の断行を通じて継続的な任務であると認められた職務の正規職員化に当てられました。一連の正規職員化の第1回目は2017年に完了し、LSTEの問題は解決されました。

150. WIPOの職員は、世界のすべての地域を代表する118の国籍から成る多様性と豊かな文化を持っています。男女は平等で、人数的にも全体ではほぼ同数であり、管理職及び指導職への女性の登用を増やすための取組みも続けています。職員の中にベビーブーム世代、X世代及び増加するミレニアル世代がダイナミックに混在することで、世代を超えた数多くの豊かなアイデアが生まれています。これらすべて、WIPOが、職員間の多様性とインクルージョンを推進し育てることを組織の成長の一部として取り組んでいることの証明です。WIPOの人材は、多角的な見識を重視する視点を反映しています。これが適切な問題を提起し、組織の持続的な重要性を確保するための、適切で革新的なソリューションの構築が可能になるのです。

151. WIPOは、競争力の維持と技術曲線への対応という2つの課題への戦略的対応を創り上げてきました。この対応には、多様性の維持とともに、職員に必要なスキルを提供することによりその機動性を保つことも含まれます。WIPOは、継続的な職員教育をスキルの更新と向上に不可欠なものと認識し重視しています。

152. 学習と研修を通じて専門家として成長できることが重要です。当機関の職員育成プログラムは、企業資源計画（ERP）の人材管理プロジェクトの一環として最近導入した、新たなITツールの力も得て強化されています。学習コンテンツへのアクセスは、異なるメディア（読み物、ビデオ、eラーニング・プログラム）を利用して、教室でのコースかマイペースの自習かに関係なく、格段に向上しました。チームがそれぞれの分野における学習状況を直接管理できるため、自主性が向上し、自己責任の意識が高まり、かつ全体的な管理が最小限に抑えられています。学習機会を常に興味深く最新のものにするために、いくつもの新たなコースが導入されてきました。様々なセクター間の協力の下、知識のギャップを埋めるよう特化した説明会が開催されてきました。

153. 2018年初めには試験的な助言プログラムを開始し、当機関の人材プールからメンターを選出し、職員のキャリア開発を支援及び指導しています。さらに上の学歴や上級学位の取得のために社会人教育を望む職員には、学習のための助成金や休暇が与えられます。他の国連機関と協力して、自己啓発や専門的能力の開発のためのワークショップを引き続き開催しており、組織間の知識共有促進やスケールメリットの最適化にも役立てています。

154. WIPO で働く女性を対象に、管理職及び指導職への女性の登用を増やすための新しく創造的な取り組みを行っています。P3、P4 及び P5 レベルの女性職員に特化した、専門的知識の向上及びキャリア開発のためのプログラムが用意されています。WIPO はまた、P3 グレードの女性職員に上位職への準備をさせるために国連の 11 の組織が共同で開発したプログラムである EMERGE に積極的に参加しています。

155. WIPO は、2017 年後半に始められた国連の男女均等に関する組織横断的戦略に参画しています。国連女性機関の最新のデータによると、専門職以上のカテゴリーにおける男女均等達成度の評価を受けた 35 の国連機関のうち、WIPO は 2016 年 12 月 31 日時点でトップ 10 の 1 つにランクされました。

156. 優秀さに報い、職員の貢献と生産性を評価することは、機関全体における職員間の年に 1 度のハイライトとなっています。WIPO の褒賞及び表彰プログラム (RRP) は、2018 年 7 月に 4 回目を迎えました。RRP は、国際人事委員会が発行した原則及びガイドラインと密接に連携しています。RRP は、機関目標の達成における各職員及びチームによる顕著な貢献を表彰するという WIPO の約束を証明するものです。

157. 職員の福利厚生は新しい取組みの中心です。我々は、職員が時間を効率的に管理してプライベートとキャリア目標との調和を達成できる環境を整備することにより、ワークライフ・バランスの原則を全力で支援します。現在職員の約 13% (ほぼ女性) が利用している時短勤務形態に加え、新しく柔軟な勤務形態を導入するための多くの準備が精力的に行われています。

158. 医療及び社会福祉ユニットのオフィス及び施設の改築が 2017 年後半に完了し、医療衛生及び労働衛生の基準を確実に順守できるようになりました。授乳専用室、すべての宗派の職員に対応する瞑想室及び緊急医療室などの新しい機能が職員に恩恵をもたらすでしょう。さらに WIPO の注意義務の一環として、職場の安全衛生リスクに関する評価を継続的に行っており、直近では 2018 年 4 月に実施しました。個々のオフィスや他の作業エリアで様々な安全衛生に対する有害性に関する評価を行い、リスクの除去や低減のための対策が実施されています。

159. 職員の代表及び結社に関する民主的な権利を守ることは、職員の福利厚生にとって不可欠です。職員の請願を受け、また合同人事管理アドバイザー・グループの助言に従い、我々はすべての職員に、WIPO の職員就業規則の下で、それぞれの職員がその代表を投票で選ぶ権利を持っていることを確認しました。その結果、2017 年に職員による初めての選挙が行われました。そこではすべての人が参加の権利を持ち、職員代表組織のメンバーが 1 年の任期で選出されました。それ以降、結社の権利が着実に行使され、多くの職員が、その幅広い関心事に対応するために新しい職員組合や団体を設立しました。2018 年 3 月には 2 度目の選挙で職員の代表者が選出され、新しい任期は 3 年となりました。我々は、職員の福利厚生に関連する課題を経営陣と検討するなどの、職員のための職員による活動を、職員たちがこれまでになく幅広く活発にかつ組織立って実行したことを知って、うれしく思うとともに誇りに感じています。我々は、相互尊重と率直な対話の精神で、引き続き職員の代表者と対話して行くことを約束します。

160. 組織が職員のニーズに対応することによって得る利益は多数あります。2017年の人事業績評価では、大多数の職員（75%）は適切に働いており、さらに21%は抜群の実績を示したと評価されています。最近の福利厚生に関するWIPO職員への調査に、圧倒的多数（84%）の職員がその仕事に満足していると答えたことも同様に注目すべきです。当機関の実績の主要なベンチマークであるPCT及びマドリッド制度の生産性は上昇傾向を続けています。これらの前向きな結果が、2017年にジュネーブで働く専門職以上のカテゴリーの職員に対する給与削減のおそれがあった（その後実現）状況で生まれたことを考慮すると、さらに大きな意味を持ちます。

161. 現在の職員のスキルセットを適応させ、その能力を更新することに加えて、効果的に人材を採用することは、多様で機動的な人員の確保のために非常に重要です。この点に関しては、特に競争が峻烈な雇用市場において、やる気があり生産性の高い職員こそが、WIPOを働きたい職場とする最良の宣伝となり、多様な人材を引きつけてくれると考えます。さらに、職員を輩出していない加盟国への働きかけにより、それらの国からの応募が大きく増加し、多くの加盟国の人々が新たにWIPOで働き始めました。

162. 繰り返しになりますが、当機関に対する全職員の献身的な貢献をたたえ、感謝の意を表します。皆さんの貢献なくしては、当機関の目標は達成し得ませんでした。

人材に関するハイライト

1. WIPO の職員は引き続き優れた実績を上げています。
 - 2017 年の PMSDS のデータによると、大多数の職員（75%）は適切に働いており、さらに 21% は抜群の実績を示したと評価されています。
 - 最近の福利厚生に関する職員への調査結果が示す通り、圧倒的多数（84%）の職員が仕事に満足しています。
2. WIPO の職員は多様性に富んでいます。
 - 職員の出身国は 118 カ国に及び、世界のすべての地域をカバーしています。
 - 職員全体では男女均等をほぼ達成しています（女性 54% に対し男性 46%）が、管理職及び指導職への女性の登用を増やすためのさらなる取り組みが必要です。
 - ベビーブーム世代、X 世代及びミレニアル世代が世代を超えて混在することで、職員の平均年齢は 48 歳となりました。
3. WIPO の職員の特徴は常に柔軟性にあります。中核的人材（有期職員、継続職員及び常勤職員）及び柔軟性に富んだ人材（臨時職員及び非正規職員）の割合は 70：30 になっています。
4. WIPO アカデミーのコースへの参加人数では、女性が引き続き男性を上回っています。2017 年には 3 万 4,546 名の女性がアカデミーのコースを受講しました。これは全受講者の 52% を占め、受講者数としては過去最高となりました。1986 年は女性が全参加者の 3 分の 1 に満たなかったことからすれば、大きな飛躍です。
5. 国連女性機関の最新のデータによると、2016 年 12 月 31 日時点の専門職以上のカテゴリーにおける男女均等達成度において、WIPO は 35 の国連機関の中で 10 位にランクされ、2015 年 12 月 31 日時点の 12 位からランクアップしました。

世界知的所有権機関
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

Tel: +41 22 338 91 11
Fax: +41 22 733 54 28

WIPO外部事務所の問い合わせ先は下
記のウェブサイトをご参照ください。
www.wipo.int/about-wipo/en/offices/

© WIPO, 2018



表示3.0 IGOライセンス
(CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスはこの出版物の非WIPO
コンテンツには適用されません。

スイスで印刷

WIPO出版番号: 1050JP/18
ISBN 978-92-805-3008-7